

第二次大戦時の強制労働に対する 米国における対日企業訴訟について（続編）（1）

山 手 治 之

I はじめに

II Walker II 判決

III Walker III 判決（以上第三六・三七号）

IV Jeong I 判決

V Jeong II 判決

VI 補遺—— McDonald 判決（以上本号）

VII 若干の考察

VIII おわりに

N Jeong I 判決

第一次大戦中小野田セメント（現・太平洋セメント）で強制労働させられたジュー・ウォン・ジョン（Jae Won Jeong）⁽¹⁾（韓国系米国人）が、カリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項およびその他の訴訟原因に基づいて、太平洋セメントおよびその米国子会社数社を相手取って、カリフォルニア州口サンゼルス郡上位裁判所（州の地方裁判所にあたる）に損害賠償を請求する集団訴訟を起こした。被告の移管通告書により訴訟はカリフォルニア中部地区連

邦地方裁判所に移されたが、今度は原告側が州地方裁判所への差戻しを申し立て、11000年五月一七日（ただし、五月一八日登録）ジョージ・H・キング（George H. King）判事が申立てを認めて差戻しを命じたのがすなわち本判決である⁽²⁾。

（一）判決要旨

（1）背景および訴訟経過

米国およびカリフォルニア州の市民たる原告ジョン（第二次大戦中は a Korean national であったと主張している）は、一九九九年一〇月四日ロサンゼルス郡上位裁判所に訴状を提出した。ジョンは、第一次大戦中朝鮮にあるセメント工場で、非人道的条件のもとに労働を強制され補償もうけていないと主張する。彼はその工場を経営していた日本企業小野田セメント株式会社、ならびに(1)合併による小野田セメントの継承者である太平洋セメント株式会社（山手注—第二次大戦中は小野田セメント株式会社、朝野セメント株式会社「昭和二二年日本セメント株式会社に商号変更」、秩父セメント株式会社が存在していたが、平成六（一九九四）年に小野田セメントと秩父セメントが合併して小野田秩父株式会社が発足、さらに平成一〇（一九九八）年にそれと日本セメントが合併して太平洋セメント株式会社が発足した）、および(2)太平洋セメントの米国子会社三社——すなわち①カリフォルニア・ポートランド・セメント社、②ローン・スター・ノースウェスト社（山手注—後にグレーシア・ノースウェスト社に名称変更）、③米国太平洋セメント——を訴えた。

訴訟原因はすべてカリフォルニア州法に基づく。すなわち(1)カリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項に基づく金銭賠償、(2)不当利得、(3)不法行為による権利侵害、および(4)カリフォルニア州営業・専門職業法第一七二〇〇条以下に基づづく不正営業行為である。

ジョンが訴状を提出した後にすべての被告企業が移管通告書 (notices of removal) を提出した。一九九九年一一月二二日、裁判所は最初に移送された米国太平洋とカリフォルニア・ポートランドに、なぜ裁判所が本件を差し戻してはならぬかその理由を示すように命じた。彼らは裁判所の理由開示命令 (OSC) に対する返答を提出した。ローン・スターと太平洋セメントも、それぞれの移管通告書において、移管のための新しい主張を提示した。ついでジョンが、裁判所の理由開示命令への被告の返答ならびに後の移管通告書で提起された主張に対し、原告の答弁を提出した。

(2) 検討

(A) 州籍の相違 (diversity) の欠如

州籍の相違に基づく連邦裁判所の管轄権 (diversity jurisdiction) を援用するにあたっては、当事者の州籍など管轄権に関連する事実を証明する責任が被告にある。

本件では、被告は米国太平洋とカリフォルニア・ポートランドがジョンと同じくカリフォルニア州の市民であることを争わない。それにもかかわらず、彼らは裁判所が彼らのカリフォルニア州籍の背後まで洞察して、完全な州籍の相違が存在することを認めるべきだと主張する。

① 分身の理論 (alter ego theory)

子会社を巻き込んだ訴訟では、裁判所は親会社ではなく、子会社の設立された州および主たる事業所のある州に注目する。

の原則に対する唯一の例外が、「子会社が親会社の分身である場合に」生じる。もし子会社が親会社の分身に過ぎなければ、州籍の決定にあたっては一つの企業の連結企業活動を見なければならない。本件の場合、太平洋セメン

トの一九九九年の売上高は二五億ドル、カリフォルニア州の子会社の純売上高はあわせて約五億三千五百万ドルといわれているから（ローン・スターの移管通告書参照）、連結企業活動からは「カリフォルニア州の被告」は日本国民として取り扱われるべきだということになる。

しかし、カリフォルニア州の被告を太平洋セメントの分身として取り扱わなければならぬ十分な証拠は存在しない。子会社が親会社の分身か否かは事実問題であり、それは親会社の支配の程度、二企業の活動の関係、取締役会のメンバー、および独立の企業会計簿の維持などの諸要素によつて決まる。

ジョンは訴状の中で、すべての被告の間には利益の一体性があり、すべての被告はそれぞれが相互に相手の分身であると主張した。しかし、ただ結論的にそう主張するだけで、太平洋セメントとカリフォルニア州の被告との間の分身関係を示す事実的要素については何も説明していない。

被告のローン・スターも、米国太平洋とカリフォルニア・ポートランドがジョンがいうように太平洋セメントの分身であることを、やや気乗り薄ながら認めている。しかし、ローン・スターは、ジョンの訴状で彼らがそう訴えられているから裁判所でそう取り扱われるべきだと主張するだけで、カリフォルニア州の被告が実際に太平洋セメントの分身であることを示す証拠は何も提示していない。

したがつて、被告は州籍の相違の問題で裁判所がカリフォルニア州の被告を日本国民として取り扱うべきであることを証明する責任を果たしていない。

② 詐欺的併合 (*fraudulent joinder*)

ある意味で、被告の詐欺的併合の主張は、上述の分身の主張の裏返しである。被告は、彼らがジョンの被害にまったく関係がないから、ジョンはカリフォルニア州の被告のいずれに対しても真の請求権をもつていないと主張し、ま

た、継承者責任もしくは分身責任を根拠に小野田セメントの行為に対しして彼らの責任を主張することはできないと主張する。ジョンはこれに対し、カリフォルニア州の被告がジョンの労働の使用によつて獲得された資金を有する日本親会社によって取得・維持されていることを根拠に、分身責任の逆法人格否認理論(reverse veil piercing doctrine)を適用して小野田セメントの第一次大戦中の行為に対ししてカリフォルニア州の被告に責任を負わせる」とがでる」と反論する。

被告の主張は、われわれが上に拒否した分身の主張に基本的に反対するものであるから、われわれはその成功を期待してよいかもしない。いずれにしても、もしカリフォルニア州の被告が太平洋セメントの分身である証拠がないと裁判所が決定するならば、ジョンは逆法人格否認理論を根拠にカリフォルニア州の被告から賠償を獲得する」とは「やめ」、したがつてまたカリフォルニア州の被告は詐欺的に結合されたと結論する」とがである。

しかし、被告の詐欺的併合の主張は、立証の基準の違いが存在するために成立しない。州籍の相違を確立するために詐欺的併合を援用する当事者は、厳しい立証責任を負う。「移管を主張する当事者は、原告が州裁判所で州内の被告に対する訴訟原因を確立しつゝの可能性が絶対にならぬ、または原告の管轄権に関する事実について訴答書面に明かなかな詐欺が存在した」とを証明しなければならぬ。」*Davis v. Prentiss Properties Ltd., Inc.* 66 F. Supp. 2d 1112, 1113 (C.D. Cal. 1999), quoting *Green v. Amerada Hess Corp.*, 707 F.2d 201, 205 (5th Cir. 1983). 在住の被告に訴訟原因を確立するハシビロコトの原由の失敗は、「*その州の確立した法規にしたがつて堅白*」になされねばならぬ。*Ritchey v. Upjohn Drug Co.*, 139 F.3d 1313, 1318 (9th Cir. 1998), quoting *McCabe v. General Foods Corp.*, 811 F.2d 1336, 1339 (9th Cir. 1987).

かへつて、問題は、外国企業の米国子会社に、親会社の第一次大戦中の強制労働の使用に対する責任を、カリフオ

ルニア州民事訴訟法第二五四節六項に基づいて負わせる」とができない」とが、カリフォルニア州の確立した法であるか否かである。

逆法人格否認は、会社に株主の債務または子会社の債務に対する責任を負わせるために利用されてもだ。*Towle Antique Ford Found v. IRS*, 999 F.2d 1387, 1391-92 (9th Cir. 1993) (モンタナ州法の下で、逆法人格否認理論は株主（会社の分身である）の債務を回復するためには会社の資産に手をつけないと認めると判示)；*Securities Investor Prot. Corp. v. Stratton Oakmont, Inc.*, 234 B.R.293, 319-23 (Bankr. S.D.N.Y. 1995) (逆法人格否認理論に基づいて親会社の債務に対して子会社に責任を負わせるためにニューヨーク州法を適用) 参照。

本件の場合、ジョンは、「すべての被告が相互に相手の分身である」という結論的主張以外に、カリフォルニア州の被告のいずれかが太平洋セメントに何らかの管理を行つていた」と示す事実を主張していない。ローン・スターは、証拠は提示していないが、カリフォルニア州の被告のいずれも太平洋セメントを管理したり、所有者としての利益を保有したりしていないと述べている（山手注—その逆の親会社太平洋セメントがカリフォルニア州の子会社を支配している事実がない）。（もしも触れるべきではないか）。実際、カリフォルニア州の被告が、親会社の太平洋セメントと何らかの従属性の関係を有すると推測すべきいかなる理由も存在しないと思われる。^{（原注）}

（原注） また、カリフォルニア州の被告が小野田セメントの利益継承者とみなされると結論すべき理由も存在しないと思われる。継承者責任は、「ある会社が事実上同一の株主と取締役をもつ他の会社を設立し、すべての資産を移転するが最初の会社のすべての債務を支払わないで、同一の事業を經營しつづける」場合に存在する。Witkin, *Summary of California Law*, §19 at 532 (9th ed. 1989). 本件のカリフォルニア州の会社のいずれかまたはすべてが、小野田セメントの資産のすべてを所有しているという何らの証拠もない。ジョンは訴状で、被告のそれすべてが「小野田セメント株式会社の利益継承者」であると主張す

る。しかし、訴状はまた、合併によつて現在小野田セメントの資産を保有し、カリフォルニア州の被告を含む五〇〇の子会社を所有しているのは太平洋セメントであることを認めている。ジョンは原告答弁で、カリフォルニア州の被告はカリフォルニア州法で定義される小野田セメントの継承者ではないという、ローン・スターの主張に異議を唱えていない。

それにもかかわらず、裁判所は、ジョンが本件においてカリフォルニア州の被告の責任を主張できないことが、カリフォルニア州の「確立した法規にしたがつて明白」であると結論することはできない。その理由は第三五四節六項の文言と立法史にある。

「第二次世界大戦奴隸労働被害者、またはその相続人、第二次世界大戦強制労働被害者、またはその相続人は、第二次世界大戦奴隸労働被害者または第二次世界大戦強制労働被害者として行つた労働に対する金銭賠償を、当該労働が行われた企業またはその利益継承者から、直接にまたは子会社を通じて求める訴訟を提起することができる。」(§354. 6 (b))

これによると、原告は、戦争中彼に労働を強制した企業またはその継承者の「子会社を通じて」賠償を求めることができると考えられる。すなわち、この法律は、子会社が親会社を管理しているか否か、あるいは大戦中の行為に何らかの関係があるか否かに關係なく、原告に外国親会社の米国子会社から賠償を求めることによつて、原告のために「逆法人格否認」を援用する権利を創設したのである。実際、奴隸労働を雇用した企業およびその子会社が、カリフォルニア州との関係から利益を得る可能性に州議会が関心をもつていた証拠がある。法案は、州収入役、CALPERS、および州教員退職組織は、「カリフォルニア州で商売している企業およびその子会社で、一九二九年一九四五年の奴隸労働および強制労働に賠償責任を負うものに対する州および州年金基金の投資を監視して、州議会に報告しなければならない」と定めている。

」の法律の立法史も「逆法人格否認」創設解釈を支持する。法案の以前の版には、原告は彼の強制労働「の利益を受け取るすべての人または企業」に対して訴訟を提起することができるとはつきり書かれていた。これでは余りに広すぎると考えられるので、「原告が実際にそれらのための労働を行つたすべての人もしくは企業、またはかかる企業の親会社もしくは子会社に対して」訴訟を提起する」とを認める意図で、州議会が法律の表現を狭めたのである。

カリフォルニア州裁判所はいかなる企業が第二五四節六項のトドの正しい被告かという問題についてこれまで判断したことだがなく、また法律の文言と意図は上述の「ふくく子会社が正しい被告である」と示唆しているから、われわれはジョンが本件のカリフォルニア州の被告に対して訴訟原因を有しないと確信をもつていいとはできない。その結果、われわれはカリフォルニア州の被告が詐欺的に結合されたと結論するとはできない。それゆえ、州籍の相違は移管理由ではない。

(b) 究全な専占 (complete preemption)

United States Code [U.S.C.], Title 28, Section 1441 (a) は、被告は「州の裁判所に提起された民事訴訟で、合衆国地方裁判所が第1審 (original) 管轄権をもつてゐる」を、連邦裁判所に移管する事ができると定める。これは「もともと連邦裁判所に提起する事ができた州裁判所の訴訟のみが、被告によって連邦裁判所に移管されうる」なる意味である。 Young v. Anthony's Fish Grottos, Inc., 830 F.2d 993, 996 (9th Cir. 1987), quoting Caterpillar, Inc. v. Williams, 482 U.S. 386, 107 S. Ct. 2425, 2429, 96 L. Ed. 2d 318 (1987).

したがつて、原告の訴状が州法に基づいて請求権を提起する事としているが、それが連邦の請求権を提起してこねるものと正面に性格づけられるないが、その訴訟は連邦問題管轄権 (federal question jurisdiction) に基づいて移管する。 Toomajian v. Frailey, 135 F.3d 648, 653 (9th Cir. 1998); Young, 830 F.2d at 996 (quoting Caterpillar

参照。逆に、「もし原告がその州法上の訴状の議論に基づいて連邦の請求権を主張する」といがでもなかつたならば、第一四四一節に基づく移管管轄権に要求されてくるよハジムトモと当該事件を連邦裁判所に提起する」とはできなかつたのである。」 Young, 830 F2d at 997.

このために、州法上の請求権の連邦法による単純な専占は、移管を正当化するに十分ではない。むしろ、連邦法が原告の州法上の請求権を連邦請求権に「取り替へる」(supplant)場合にのみ事件は移管されねじとがである。Id. 連邦法は、移管を正当化しないで、州法上の請求権に対する防衛(抗弁)を提供する」とがである——本件におこしてそうであるよハジ——。 *Toumanian*, 135 F3d at 654. 参照。連邦対外政策の考慮がジョンに救済を獲得せしめを妨げるから、移管管轄権は止めあると被告が主張する場合、彼らはこの特徴を見落ししてゐるのである。実際、被告は移管管轄権に關係がなくただ防衛的専占にのみ関係する事件を引用してゐる。 *Olson v. General Dynamics Corp.*, 960 F.2d 1418, 1423 (9th Cir. 1991) (請求権はERISAに基づいて防衛的に専占されると判示); *Aldrich v. Mitsui*, No. 87-912-Civ-J 12 (M.D. Fla. 1998) (囚捕虜の提起した不当利得返還請求権を、日本との平和条約によって専占されてしまうとこう理由で却下) 参照。

被告はまた、平和条約は日本の賠償について規定し、一九四八年の戦争請求権法は強制労働の被害者が補償を求める請求を提起しうる制度を定めたから、平和条約と戦争請求権法はジョンの州法上の請求権に「取つて代わる」と主張する。

条約も請求権法も、強制労働の被害者に連邦裁判所に補償を求める訴訟を提起する権利を付与しないから、被告の主張は成立しない。平和条約は一定の日本資産の連合国による差押さえおよびその他の形態の賠償について規定する。平和条約第一四条(a)項1、2(1)。条約はまた、日本および日本国民の一定の資産を、囚捕虜のために用いるべく赤十

字国際委員会に引き渡す」とを定める。同一六条。しかし、条約は、日本企業のためになされた強制労働に対しても、連邦裁判所において補償を求める私的権利を付与していない。

一九四八年の戦争請求権法は、「委員会を設置し、」これに大戦中日本政府に抑留された米国市民の請求権を「受理し決定する」管轄権を与えた。50 U.S.C. App. §§2002, 2004. しかし、この法律は連邦裁判所に提起される請求権を規定しなかつた。「このタイトルの請求権を認めまたは否定する委員会の行為は、すべての法律問題および事実問題に関して最終的かつ決定的であり、職務執行令状またはその他の方法による合衆国の他のいかなる官吏またはいかなる裁判所による審査にも服しない……。」50 U.S.C. App. §2010.

被告は、戦争請求権法が補償請求権に関する連邦裁判所の審査を規定していないことを認めるが、しかし賠償請求権は連邦法の下で生じるから、裁判所は28 U.S.C. §1331に基づいて移管管轄権を有すると主張する。何らかの種類の賠償を生じさせる唯一の法律の中で、議会が連邦裁判所はかかる請求権の審査権限をもたないと明示的に述べたにもかかわらず、連邦裁判所は賠償請求権に対し第一審管轄権を有すると彼らは主張するわけである。被告のこの主張は、行政的請求手続きを設定するすべての連邦制定法の中に、議会が司法審査からその手続きを明示的に除外したか否かにかかわらず、連邦地方裁判所の管轄権の付与を読みとることになる。第一二三一一節はそのように広くはない。それは連邦地方裁判所に、「合衆国の憲法、法律または条約の下で生じるすべての民事訴訟の第一審管轄権」を付与する。戦争請求権法の下で加害者に対する「民事訴訟」は、議会がその代わりに行制的請求手続きをつくったのであるから存在しない。Dillon v. Combs, 895 F.2d 1175, 1177 (7th Cir. 1990) (第一二三一一節は、単独では、連邦裁判所で連邦法を実現する私的権利を与えること判示：「連邦規定を実現する資格は、一般的に当該制定法の中に見出されなければならない」)。したがって、戦争請求権法は移管の根拠を提供しない。
(原注)

(既述) 原告はまだ、たしかにヨンが連邦法の下ではや救済手続をめだなへても、裁判所は移管管轄権を有するとの主張する。たゞえ管轄権を付与する連邦法が原告に救済をめだへねんへても、移管管轄権が存在し得るゝとはそのとおりであらう。

Caterpillar, 482 U.S. at 391 n.4; *Aero Corp v. Aero Lodge No. 735*, 390 U.S. 557, 560-61, 20 L. Ed. 2d 126, 88 S. Ct. 1235 (1968) 参照。しかし、被告の主張は纏製二二八（人の注意を他にそらすもの）である。裁判所が原告の請求を審理する管轄権をめだなければ、救済が得られるか否かの争点に達する。Aero, 390 U.S. at 561（「管轄権があつた後に得られるかも知れない救済の性質は、もちろん紛争を裁判する管轄権があるか否かの問題とは異なる」）参照。本件の場合、裁判所は、第一次大戦中の強制労働の補償を求める何らかの連邦請求権を審理する管轄権をめいしてゐる。

最後に、被告は、*Franchise Tax Board of Cal. v. Construction Laborers Vacation Trust*, 463 U.S. 1, 13, 77 L. Ed. 2d 420, 103 S. Ct. 2841 (1983) を引用して、「州法に基づく救済の権利は、離弾中の連邦法の実体的問題の解決を必要とする」から、ハリスの請求権は完全に専占されるとして主張する。しかし、Franchise Tax Board 事件は、「争ひのある連邦法の実体的問題が十分に訴答された州法上の請求権（複数）の中の一つの不可欠の要素である、すなわちどちらか一つの請求権が『実は』連邦法の請求権である」(Id.) といった状況が論じられた。同裁判所は、連邦法が単に専占の防御を提供する状況を区別した。Id. at 13-14. 本件の場合には、ハリスの請求権のいかなる要素も連邦法に依存しない。強制労働に基づく補償のための彼の一応有利な主張 (prima facie case) は、厳密に州法の問題である。ジョンがたとえ州法上の請求権のすべての要素を証明するにあたっても、なお彼は専占によって救済を得るゝことを妨げられるかどうかといふことが論争の中心であるから、連邦法は防御としてのみ登場する。

要するに、本件の場合、移管管轄権の根拠を提供する完全な専占は存在しない。

(C) 外国主権免除法 (Foreign Sovereign Immunities Act, FSIA)

① 外国に対する移管管轄権

28 U.S.C. §1441 (d) の下に、「本」ハ編の第一六〇二節(a)項で定義される外国に対する民事訴訟は、当該外国によつて、その訴訟が系属している場所を含む裁判区および支部の合衆国地方裁判所に移管されるべし」と規定する。第一六〇二節(a)項は、「外国」を「外国の政治的下位区域 (political subdivision) または外国の代理機関 (agency) ゆるべしは代行機関 (instrumentality)」を含むと定義する。第一六〇二節(b)項は、代理機関または代行機関」を、(1)「独立の法人、会社その他」、(2)「外国ゆるべしは政治的下位区域の機関 (organ)、または株式その他の所有権者利益の多数が外国もしくは政治的下位区域によつて所有されてゐる機関 (organ) や」、そして(3)「本編の第一六〇二節(c)項および(d)項で定義される合衆国の州の市民でも、第一二回国の法律に基づいてくるものでもな」」実体 (entity) とする。

移管を主張する被告は、外国の代理機関または代行機関であることを証明する責任を負ふ。 *Alpha Therapeutic Corp. v. Nippon Hoso Kyokai*, 199 F.3d 1078, 1084 (9th Cir. 1999) 参照。また、*Gould, Inc. v. Pechiney Ugine Kuhlmann*, 853 F.2d 445, 451 & n.5 (6th Cir. 1998) (被告は、外国主権免除法が適用され、かつ原告の請求権は同法の例外に該当しないことを示す一応の証拠 (prima facie evidence) を提出する責任を有する。ゆえ被告が、の責任を実行すれば、原告は外国主権免除法が適用されない証拠を提出しなければならないこと判示) 参照。外国主権免除法の下での管轄権の争点を解決するため、裁判所は「主張の実体を考察し、宣誓供述書のよべな当事者によつて提出された証拠を審査しなければならぬ」。*Cargill Int'l S.A. v. M/T Pavel Dybenko*, 991 F.2d 1012, 1019 (2d Cir. 1993).

(2) 被告は外国主権免除法が適用されないことを認めたかった

ローン・スターおよび太平洋セメントは、共同の移管通告書の中で、ジョンの請求権を生じさせる事態が起つた。これらの当時、小野田セメントは外国主権免除法および”28 U.S.C. §1441 (d) の適用上日本の代理機関または代行機関であったから、被告は移管の権利を有すると言張る。被告は、彼らの立場が現在日本の代理機関または代行機関であると主張しない。

裁判所は、28 U.S.C. §1603 や、非難されてくる行為が行われたときに外国の代理機関または代行機関であったが、訴訟の時点ではかかる機関でなく実体に適用されるものと仮定する。General Elec. Capital Corp. v. Grossman, 991 F.2d 1376, 1380-1382 (8th Cir. 1993) (外国主権免除法は、もし被告が訴えられた違法行為のふるまいが外国であれば、だといえ被告が訴訟の時点では外国でなくしても適用されるとする判示) ; Gould, 853 F.2d at 450 (回し) ; Jugobanka A.D. Belgrade, 2 F. Supp. 2d 407,414 (S.D.N.Y. 1998) (「外国主権免除法の下の正しくアプローチは、訴訟の時点まで国家が判断権を支配してこなしてゐる、問題の行為が当該国家の監視の下で行われたかどうか調べるか、または行為のとくの被出の地位に關係なく、現在被告が国家であるかどうか調べねじである」と推論した) 参照。Straub v. A P Green, 38 F.3d 448, 451 (9th Cir. 1994) (General Electric Capital and Gould を参照して、外国主権免除法は違法行為が行われたとされるべきに外国であった当事者に適用されるだらうと付隨的意見で示唆) を比較せよ。ただし、Ocasio v. Flintkote Co., 796 F. Supp. 362, 365 (N.D. Ill. 1992) (外国主権免除法は、実体が訴訟のときに外国でなければ適用されないこと判示) 参照。

裁判所はまた、日本の代理機関または代行機関であったのは、彼らの利益被繼承者の一つの小野田セメントであつて、彼らのいずれでもないにわかかわいや、28 U.S.C. §1441 (d) に基づいて移管する権利をもつてゐると仮定する。

たゞ、「*Gates v. Victor Fine Foods*, 54 F.3d 1457, 1461-62 (9th Cir. 1995)」（外国の代理機関または代行機関の全所有子会社は、国家の代理機関または代行機関自体ではなかつたと判示）を比較せよ。

被告たちは、日本政府が戦争遂行の促進のために小野田セメントを本質上国有化したと主張する。太平洋セメントはその移管通告書で、一九四四年四月一五日に日本政府が軍需会社法（一九四三年一一月制定）に基づいて小野田セメントを有効に支配したと述べている。

軍需会社法の規定に服する企業は十分日本政府の機関（organ）とみなすことができる。われわれは外国主権免除法の「機関」および「代理機関または代行機関」の用語に広い意味を与えた。Gates, 54 F.3d 1457, 1460 (9th Cir. 1995) 参照。第九巡回裁判所は、最近日本の放送局NHKが外国主権免除法の下で国家の機関であることを支持して、地方裁判所は日本政府がNHKの番組作成、予算、事業に対してもいろいろな方法——その中には(1)NHKの経営委員会の任命、(2)NHKの委員会および予算に対する大臣の監督、(3)政府決定のテレビ料金による資金供与、(4)NHKの定款の一切の変更に対する大臣の承認の要件が含まれる——で統制を加えていると判断したと述べた。Alpha Therapeutic, 199 F.3d at 1084. 地方裁判所はまた、NHKが法律によつてかられたこと、「公共の福祉」のために放送し一定の政府の目標に応じなければならぬこと、利潤を得てはならないこと等も重要と考えた。Id.

軍需会社に指定された企業は、少なくともその「軍需産業」（Munitions Business）に関するかわり、これと類似の政府支配は折紙付きといふよう。太平洋セメントは、移管通告書に軍需会社法のコピーと英訳を添付している。英語のテキストには、「戦争遂行を援助するために、『軍需会社は責任をもつて軍需産業を経営し、その最大限の能力をもつて努力する』と書かれている。それにはまた、軍需産業を監督するために各軍需会社への政府承認の製造ディレクターの任命、「製造ディレクタ、製造マネージャー、その他の軍需産業に携わる者」の徴用、会社の定款を変更し管

理職をやめさせた政府の権限等が規定されている。

しかしながら、軍需会社法の効果がいかなるものであつたにしても、被告は 28 U.S.C. §1441 (d) に基づく移管の資格がある」とを証明する」とに失敗した。なぜならば、彼らはジョンに被害を与えたとされるときに、小野田セメントが軍需会社法に服していた期間を証明しなかつたからである。太平洋セメントは、日本政府が「第二次世界大戦中」小野田セメントを支配したと主張するけれども、政府が「一九四四年初め」までは小野田セメントを軍需会社に指定しなかつたことを認める。実際、太平洋セメントは、軍需会社法が一九四四年四月二十五日に小野田セメントに適用されたことを示す「指定命令書」と称する未認証の文書（およびその英訳）を提出している。さらに、朝鮮における小野田セメントの事業が、指定命令書によつてカバーされていたかどうか明らかではない。命令書の英訳は、「上記の会社「小野田セメント」を」に次の「」とき軍需会社として指定する」と述べて、それに続いて「軍需産業」に従事する八つの工場を列挙する。列挙された工場のどれが朝鮮にあつたかその文書は述べていないし、被告もとくに主張していない。ジョンが労働したと主張している工場は、このリストにはみられないようである（彼は訴状のなかで、「ソウルの東北に位置する Ham-Kyung 州の南部 [咸鏡南道] の Chun-Nae Ri, Chun-Nae Myun の収容所」で労働したと主張している）。

実際、太平洋セメントが提出した他の文書は、小野田セメントの朝鮮における事業が一九四四年一一月まで軍需会社法に服していなかつたことを示唆する。太平洋セメントは、Soon-Won Park, *Colonial Industrialization Labor in Korea: The Onoda Cement Factory* (Harvard, 1999) の抜刷り五頁（未認証）を提出した。パク氏は、一九四四年四月に「小野田セメントは戦争関連会社に指定された」けれども、「Ch'onnaeri」工場を含む四つの工場が「同様に指定された」のは、一九四四年一一月以前ではなかつたと書いている。

要するに、小野田セメントとが日本の機関であったという被告の唯一の証拠は、小野田セメントが一九四四年四月より以前には軍需会社になつていなかったことを示し、かつジョンが労働した工場が一九四四年一一月までは「戦争関連会社」に指定されなかつたことを示唆する未承認の証拠物件だけである。しかも、それは連邦証拠規則によれば採用されないものである。ジョンは一九四四年一月末に Chun-Nae Ri の労働収容所に送られたと主張する。ジョンの訴状は、小野田セメントのための強制労働の期間がいつ終了したか申立ておらず、そして被告はこの点に関係のある証拠を提出せずまた主張もしていない。

以上により、ジョンに被害を与えたとされるときに、小野田セメントが日本の代理機関または代行機関であったことを結論づけるための根拠がないから、裁判所は §1441 (d)に基づく移管管轄権を主張することができない。ジョンの訴状の曖昧さのゆえに被告を不利な立場に置くのは不公平に思われるかもしれないが、われわれは被告が管轄権に関する事実を証明する責任を有することを心に留めなければならない。裁判所はジョンの訴状の空白を埋める」とによつて、自らに管轄権を付与することはできない。
(原注)

(原注) たゞジョンが一九四四年一月から戦争の終了まで小野田セメントのために労働したと仮定しても、それはなお必ずしも被告が §1441 (d)に基づいて移管の権利が与えられる」とを意味しない。ジョンの訴状における主張と被告の提出した資料によると、ジョンを奴隸にする小野田セメントの決定は、同社が日本政府の機関になる少なくとも三ヶ月前に行われた。ジョンの被害の一部は小野田セメントが国有化された間に起つたとしても、同社がまだ私的会社であつた間に加害行為を開始したとすれば、外国主権免除法の背後にある政策的考慮は減少する。*Jugobanka, 2F. Supp. 2d at 413-14*（外国主権免除法の目標の一つは、外国元首の行為の審査を必要とする事件を連邦裁判所に移す」とあると推論）参照。政策的考慮はさうじ、日本政府がこの訴訟で賠償責任に直面しない事実によつて減少する。Id. at 413 参照。

(3) 处置

裁判所は本件を州裁判所に差し戻す。

(2) 問題点

(1) 連邦裁判所の事物管轄権（一般的考察）

州の裁判所が一般的な管轄権（裁判権）を有するのと異なつて、連邦の裁判所は合衆国憲法および連邦議会の立法によつて認められた管轄権のみ行使することができる。そして、一つの根拠——州籍の相違と連邦法の問題——に基づいて発生するものが、連邦裁判所のおもな管轄権ということができる。そして、第二次大戦後のケースでは、それよりマイナーなものであるがさらに一つ根拠——外国人不法行為請求権法と外国に対する管轄権——が問題にされている。⁽³⁾

(1) 州籍の相違に基づく管轄権 (diversity jurisdiction)

これは州法に基づく請求権であつても、州（外国を含む）を異にする市民の間の訴訟については、連邦裁判所に競合管轄権があるといつものである。原告が自ら州裁判所でなく連邦裁判所に訴えを提起した場合、および原告は州裁判所に提訴したが被告が移管 (removal) の申立てをした場合には、事件は連邦裁判所に係属する。そして、この場合の州籍の相違は完全な相違でなければならない。たとえば被告のうちの一人でも、原告のうちの一人と同じ州の市民がいると、州籍の相違は成立しない。⁽⁴⁾

(2) 連邦問題管轄権 (federal question jurisdiction)

28 U.S.C. §1331 は、合衆国憲法、連邦議会の法律または合衆国と外国との間の条約（以上を簡単に連邦法とよ

（v）から生じるすべての民事訴訟の第一審管轄権を連邦地方裁判所に与える。」の管轄権を連邦問題管轄権（federal question jurisdiction）と云う。これらの事件のうち、破産事件、特許事件など若干のものについては法律によつて連邦裁判所の専属管轄権が認められているが、それ以外の事件については州裁判所も競合的管轄権をもつ。事件が連邦問題を含んでいるか否かは、原告の訴状によつて判断される。

28 U.S.C. §1441 (a) は、被告は州裁判所に提起された民事訴訟で、連邦地方裁判所が第一審管轄権をもつているものを、連邦裁判所に移管することができる」と定めている。したがつて、原告の訴状では州法に基づく請求権を提起しているように書かれていても、もしそれが実は連邦法上の請求権を提起しているものと考えられるならば、被告は連邦問題管轄権に基づいて当該訴訟を連邦地方裁判所に移管することを要求できる。⁽¹⁵⁾

③ 外国人不法行為請求権法 (Alien Tort Claims Act)

第一回連邦議会によつて一七八九年裁判所法 (Judiciary Act of 1789) のなかに規定された外国人不法行為請求権法は、次のように定める。

「[連邦]地方裁判所は、国際法 (law of nations) または合衆国の条約に違反して行われた不法行為 (tort) のみに対する外国人によるすべての民事訴訟の第一審管轄権を有する。」(28 U.S.C. §1330)

わざわざ特に海賊行為を念頭に制定されその後ほとんど忘れられていたこの法律は、一九八〇年の *Filartiga v. Pena-Irala* 事件以来米国の法律家によつて、国際人権法違反行為に対する請求権に関する連邦裁判所の管轄権を主張するための根拠として、頻繁に援用されるようになつた。ところが、極めて簡単なこの条文からして当然のことであるが、いつたまこれは管轄権を設定しただけのものなのか、それとも国際法違反に対する個人の実体的請求権をも創設したものなのかをめぐつて解釈が分かれ、論争はまだ完全には決着がついていない。

ただし、第九巡回区においては、この法律は慣習国際法 (customary international law) の違反に対する訴訟の連邦管轄権と実体的権利の両方を規定するものである。In re Estate of Ferdinand Marcos, Human Rights Litigation, 25 F. 3d 1467 (9th Cir. 1994). もして、この規定に基づいて請求権を主張するためには、原告は(1)自分が外国人である」と、(2)不法行為を主張している」と、(3)その不法行為は国際法に違反して行われた」と、を主張しなければならぬ。Doe v. Unocal Corp, 110 F. Supp. 2d 1294 (C.D. Cal. 2000).⁽⁶⁾

ところで、第一次大戦中の行為に対する補償を求める一連の訴訟が津波のように米国の裁判所をおそつたのは一九九六年からである（それまでも散発的には存在するが）。すなわち、この年の初めホロコースト被害者の大戦中の銀行預金に対する請求権をヨーロッパの銀行数社に提起したことにより、保険問題、喪失した芸術品の返還問題から、ついに強制労働・奴隸労働に対する訴訟へと発展していった。⁽⁷⁾ ドイツの強制労働・奴隸労働に対するこれらの訴訟は、^(7a) 少数が州裁判所に、あと五〇件以上は連邦裁判所に提訴された。^(7b) そして、その際、原告の多くは外国人であるから、訴えの根拠としてこの外国人不法行為請求権法が援用されたのである。

これと比較して、日本の強制労働に対する訴訟は(1)外国人不法行為請求権法を援用しないこと（そして主としてカリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項に依拠したこと）、(2)州裁判所に提訴されること（被告はこれに対し連邦裁判所への移管を主張し、管轄権問題が大きな争点の一つとなっていること）、の二点において際立った特徴を示している。これはもちろん、カリフォルニア州議会が民事訴訟法第三五四節六項を制定したこと、そしてさらに第二次大戦中に日本軍が行つた戦争犯罪について「日本政府はより明確な謝罪をし、犠牲者に賠償を行うべきである」とする決議を採択したことによる。その結果、被告はカリフォルニア州裁判所を絶対に避けようとして、原告は逆に州裁判所を頼ろうとするのである。^(7c)

めいとも、フィリップン人の四件（Walker II 判決）のうちの一件は、外国人不法行為請求権法も援用している。^(7d) 判決でははっきりしないが、この一件は Walker I 判決が出された後に追加された分かもしれない。また、Walker III 判決が取り扱った七件は、訴状においてはいずれも本法に言及していないが、被告の却下の申立てに反対する弁論では多いにこの法律に依拠している。そこで Walker III 判決は、外国人不法行為請求権法にかなり詳細な検討を加えている。^(7e) その点、1900年9月一八日アジア諸国元慰安婦一五人がこの外国人不法行為請求権法に基づいて日本政府を訴えたが、1900年10月四日ワシントン（正確にはコロンビア特別区）米連邦地裁は外国主権免除法と政治的問題の理論を適用して訴えを却下した。^(7f)

④ 外国に対する管轄権 (foreign state jurisdiction)

外国主権免除法 (Foreign Sovereign Immunities Act) が主として外国に対する裁判権免除の問題について規定するが、州裁判所と連邦裁判所の管轄権に関する規定も含まれている。すなわち、28 U.S.C. §1441 (d)によれば、外国を被告とする民事訴訟が州裁判所に提起されたとき、当該外国はその訴訟を連邦地方裁判所に移管することができる。そして、ハーバード大学は 28U.S.C. §1603 (a) で定義される外国で、外国の代理機関 (agency) または代行機関 (instrumentality) を含む。あると、28U.S.C. §1603 (b) には、この代理機関または代行機関の定義がなされている。したがって、私企業であっても外国の代理機関または代行機関とみなされならば、訴訟では外国としての地位をもつことがあるわけである。なお、外国の代理機関または代行機関であることを立証する責任は、移管を主張する被告にある。

ハサして、大戦中強制労働を使用した日本企業が州裁判所に賠償を求めて訴えられた場合、この企業が日本政府の代理機関または代行機関として強制労働を使用したことと立証すれば、この企業は訴訟を連邦裁判所に移管することと

ができる。連邦裁判所の方からいえば、外国（代理機関または代行機関として事業を行う私企業を含む）に対する移管管轄権を有することになる⁽⁸⁾。なお、企業は同時に外国が有する裁判権免除の特権も援用することができる。

（2）州籍の相違に基づく管轄権（diversity jurisdiction）

被告のうち米国太平洋とカリフォルニア・ポートランドの一社がカリフォルニア州籍であるから、いのままでは州籍の相違はない。ソレでもし被告が州籍の相違を理由に連邦裁判所に移管を主張したいと思えば、米国太平洋とカリフォルニア・ポートランドが親会社太平洋セメントの分身（alter ego）に過ぎないから、企業活動の実態に則して法人格独立のペールをはいで親会社と同一視して（法人格の否認）、日本国籍を有する者として取り扱われるべきであると主張する必要がある。しかし、太平洋セメントは小野田セメントの利益継承者としてその責任も継承するとみなされる可能性があるから、その太平洋セメントと従属関係にあって一心同体だといつては、太平洋セメントの責任を自分にも負わせられる恐れがでてくる。おそらくの」とが、被告が日本親企業の分身である」とを一応認めながら（原告ジョンの尻馬に乗ったかたちで）、積極的にそれを示す証拠を提示しないという歯切れの悪い行動をとつた理由であろう。

矛盾はジョンの方にもあって、小野田セメントの違法行為の責任を継承者太平洋セメントを媒介して米国子会社に負わせるには、米国子会社が太平洋セメントの分身であることを主張しなければならないけれども、しかしそれが立証されると今度は州籍の相違によつて管轄権が連邦地裁に移されてしまう恐れがでてくる。原告、被告両者が、逆の立場でいい矛盾する主張をお互いにし合つている格好である。

それはともかく、こうして被告は説明責任を果たさないと理由に、州籍の相違に基づく移管管轄権の主張を裁判所によつて拒否された。

つぎに被告の詐欺的併合（fraudulent joinder）の主張であるが、この詐欺的併合の概念について私はよく知らないけれども、要するに正当な理由がないのに一緒に被告にさせられているという批判であろう。つまり、第一、カリフォルニア州の被告は第二次大戦中のジョンに対する違法行為にまったく関係していないし、第一に、日本の親会社の太平洋セメントが仮に継承者として小野田セメントの行為に責任があるとしても、カリフォルニア州の子会社は親会社の分身（alter ego）ではないから、法人格否認の法理は適用されず、彼らに賠償責任を負わせることはできないはずだと被告はいいたいのであろう。⁽⁹⁾

判決も、もし裁判所がカリフォルニア州の子会社が分身であるという証拠がないと結論すれば、ジョンは彼らから賠償を獲得できず、彼らは詐欺的に併合されたと結論することができると述べている。そして、上述の分身議論で裁判所は分身の立証がなされていないと結論したのであるから、被告の詐欺的併合の主張を認めるのが自然のように思われる。

ところが、裁判所は一転して、「しかし、被告の詐欺的併合の主張は、立証の基準の違いが存在するために成立しない」という。ここに立証の基準の違いとは、分身の主張の場合に必要な証明の程度と、詐欺的併合の主張の場合に必要な証明の程度が違うという意味であろう。そして、後者の場合には、先例からして「移管を主張する当事者は、原告が州裁判所で州内の被告に対して訴訟原因を確立しうる可能性が絶対ないこと、または原告の管轄権に関する事実について訴答書面に明らかに詐欺が存在したことを証明しなければならない。」「在住の被告に訴訟原因を確立することについての原告の失敗は、『その州の確立した法規にしたがって明白』でなければならぬ。」

そして、これを本件に当てはめれば、「問題は、外国企業の米国子会社に、親会社の第二次大戦中の強制労働の使用に対する責任を、カリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項に基づいて負わせることができないことが、カリフ

オルニア州の確立した法であるか否かである」ということになる。

判決は、本件の米国子会社が日本の親会社の分身でないこと、したがつて通常なら法人格否認の法理が適用されないことを認めながら、「それにもかかわらず、裁判所は、ジョンが本件においてカリフォルニア州の被告の責任を主張できないことが、カリフォルニア州の『確立した法規にしたがつて明白』であると結論することはできない」という。その理由は、第三五四節六項に「……当該労働が行われた企業またはその利益継承者から、直接にまたは子会社を通じて求める訴訟を提起することができる」（傍点山手）と規定されていることである。すなわち、この規定は、子会社が親会社と従属関係にあるか否かにかかわらず、外国の親会社の米国における子会社から賠償を求めるなどを原告に可能にする。つまり、普通なら適用の要件を欠く場合に、法律によつて法人格否認の理論を援用する権利を原告に与えたものと解釈できる。そして、カリフォルニア州議会の立法意思もそこにあつたことが制定の過程から見てとれる。

以上からして、判決は、「われわれはジョンがカリフォルニア州の被告に対して訴訟原因を有しないと確信をもつていうことはできない。その結果として、われわれはカリフォルニア州の被告が詐欺的に結合されたと結論することはできない。それゆえ、州籍の相違は移管理由ではない」という。

判決の以上の推論を批判する資格は私にはないが、しかし持つて回つた以上の論理構成には十分に理解しがたいところがあるので、諸賢の教えを乞いたい。

上に引用した結論の文章はいつたいどういう意味なのか。言葉を追つていけば、ジョンが訴訟原因を有している可能性が残されており、その結果被告が詐欺的でなく正当に訴訟当事者にされている可能性もあることになり、したがつて州籍の相違に基づく移管管轄権の主張は認められないという意味に一応理解できよう。

しかし、詐欺的併合の主張が成立しないことが、いったいなぜ州籍の相違の不存在を意味するのか。分身の主張と詐欺的併合の主張は矛盾しているから、被告は両者を一者択一的に提出したと考えられる。分身の主張については、それが退けられれば州籍の相違は存在せず、州籍の相違に基づく移管管轄権の主張が成立しないことは当然である。しかし、詐欺的併合の主張については、分身＝法人格否認に対する反対が含意されているから、詐欺的併合の主張の不成立は逆に分身＝法人格否認が成立し、したがって州籍の相違が存在しそれに基づく移管管轄権も認められるということにならぬだろうか。

それとも、この場合のジョンのカリフォルニア州の被告に対する賠償請求権の成立の可能性の承認は、一般の分身＝法人格否認理論の適用によるのではなく、特別に第三五四節六項の規定によつて分身関係がないにもかかわらずいわば戦後補償責任問題に関する、分身＝法人格否認を擬制してえられたものであるから、分身＝法人格否認→州籍の相違＝州籍の相違に基づく移管管轄権という推論は当てはまらない。したがつて、州籍の相違を理由とする移管管轄権の主張は成立しないという意味であろうか。

（3）連邦問題管轄権 (federal question jurisdiction)

上述したように、原告が自己の請求権を州法に基づいて州裁判所に訴えた訴訟であつても、実はそれが連邦地裁が本来管轄権をもつてゐる訴訟であれば (Young; Caterpillar)，被告は 28 U.S.C. §1441 (a) に基づいてその訴訟を連邦地裁に移管することができる。

本判決でキング判事は、この要件を「連邦法に基づく請求権であると正当に性格づけられうるならば」と解する判例 (Young) にそつて厳格に解釈して、連邦法が原告の州法上の請求権を連邦の請求権に「取り替える」場合にのみ——キング判事はこれを州法上の請求権の連邦法による完全な専占と表現する——、訴訟は移管されうると考える。

これに対して、州法上の請求権の連邦法による単純な専占は、移管を正当化するに十分でないという。ここで彼が単純な専占とよぶのは、前後から考えて、連邦法が積極的に請求権を設定していない場合で、したがって訴訟を移管させる効果はもたないが、ただ請求権の成立を妨げる防衛（抗弁）の効果は有する連邦法のことをいうものと思われる。

たとえば、本件で被告が本当は移管管轄権には関係がなく、ただ防御的専占にのみ関係する先例を引用しているとしてあげたAldrich判決（旧捕虜の提起した不当利得返請求権を対日平和条約によって専占されているという理由で却下した）が示すような平和条約が有する効果のことである。

本件で被告はとくに、日本との平和条約と一九四八年の戦争請求権法が、ジョンの州法上の請求権に取つて代わると主張する。しかし、判決は、平和条約は一定の賠償等についての規定はあるけれども、強制労働の被害者に対して連邦裁判所において補償を求める私的権利を付与しておらず、戦争請求権法は抑留された米国市民の補償請求権を受理決定する権利を委員会に与えたが、それに対する連邦裁判所の審査権を否定したから、被告の主張は成立しないとする。したがつて、平和条約も戦争請求権法も移管の根拠を提供しない。

被告の主張のすべては、ジョンの州法上の請求権が連邦法による専占によつて妨げられるか否かが論争の中心をしているから、連邦法は防衛としてのみ援用されている。連邦法は積極的に請求権を付与する完全な専占ではなく、移管管轄権の根拠となりえない。

こうして、キング判事は、「本件の場合、移管管轄権の根拠を提供する完全な専占は存在しない」として、連邦問題管轄権に基づく被告の移管の申立てを退けた。

これと比較して問題とすべきは、もちろん Walker I 判決（の始めの管轄権に関する部分）である。先に私はキング判決は 28 U.S.C. §1441 (a) を厳密に解釈したものと述べたが、それはまた 28 U.S.C. §1331 の「合衆国の憲法、

法律または条約のもとで生じるすべての民事訴訟に対する第一審管轄権を連邦地方裁判所に与える」という規定の「連邦法のもとで生じる」の意味を厳格に解釈して、「連邦法に基づいて請求権を主張しうる」訴訟の意味に解するものとするべしともやめよう。結論を先取りして云ふれば、Walker I 判決は「連邦法のもとで生じる」の意味を広義に解して、「連邦法と重要な関係がある」訴訟の意味にとのものとするべかとがやめよう。すなわち、この立場では、Jeong I 判決のように積極的に連邦法によって請求権が設定される場合のみに限定されないで、原告の請求権が連邦法によるものの成立が妨げられる（わばマイナス効果をもつ場合も含まれる）ことになる。

Walker I 判決は、28 U.S.C. §1331 と 28 U.S.C. §1441 (a) に関する判例の中でも、*Republic of Philippines v. Marcos*, 806 F.2d 344, 352 (2d Cir. 1986) の「訴状を調べて原告の請求権が直接かつ重大に合衆国の対外関係に影響を与えるところの決定を下さねをえない」とが明らかになれば、原告の州法上の請求権は移管されなければならぬ」という判決に従つて、次のよう�述べる。

「裁判所は、本件各訴状は文面からみて対外関係に関する連邦判例法 (federal common law) に関係があり、それゆえ連邦の裁判権を生じると結論する。原告の請求権は世界大戦から発生し、大戦の直後に生じた重要な政策的選択と絡まつてゐる。各事件は外国と講和をし条約を締結する合衆国のすぐれて連邦的な利益と関係がある。合衆国が法廷助言者 (amicus curiae) として主張したよつて、これらの事件は半世紀にわたる外交を混乱させる可能性をもつてゐる。」

そして、ウォーカー判事は、彼が一括審理してゐる広域係属事件の中の一つが彼のところに移送される前に、カリフオルニア中部地区連邦地裁で差戻しを拒否したベヤード (Baird) 判事の判決 (*Poole v. Nippon Steel Corp.* No 00-0189 (C.D. Cal. March 17, 2000)) の次の一節を引用して、同じく差戻しを求める原告の申立てを拒否した。

「本件は、文面からみて、対外政策と対外関係を扱う連邦判例法の実質的争点を提起している。……それゆえ、原告は彼らの訴状を州法の用語で装うことによつて当裁判所の管轄権を回避することはできない。」

そして、ウォーカー判事は脚注で、差戻しが認められたこのJeong I 判決に触れて、その裁判所は対外関係に関する連邦判例法を連邦裁判所の管轄権の根拠と考えなかつたと述べている。⁽¹⁰⁾

ではなぜ考えなかつたかといえば、もちろんキング判事が単にそれを見落としたということではなく、上に述べたところから明らかになつたように彼の理論からすれば連邦判例法に原告に積極的請求権を付与するものがないから、それは連邦裁判所への移管の根拠になりえないというわけである。(ただし、連邦判例法が州裁判所において、原告の請求権の成立を妨げる防衛的理由として援用されることには、キング判事の立場からいつても反対するわけではないであろう。)

私は、結論として、「連邦法のもとで生じる訴訟」の意味については、ウォーカー判事の広い解釈に賛成である。キング判事の狭い解釈では、連邦法に対する連邦裁判所の裁判権があまりにも制限されすぎるからである。

(4) 外国に対する管轄権

28 U.S.C. §1441 (d) および 28 U.S.C. §1603 (a) からして、外国の私企業が米国の州裁判所に訴えられたとき、その行為は自國政府の代理機関または代行機関として行なつたと主張しあつそれを立証すれば、当該民事訴訟を連邦裁判所に移管することができます。

本件の場合、被告は、小野田セメントがジョンに強制労させた当時、同社は軍需会社法によつて国有化されていたから、日本国家の代理機関もしくは代行機関または国家の機関として行為したのであるから、連邦裁判所に移管されることを要求する権利があると主張した。

裁判所は、軍需会社に指定された企業が外国主権免除法のもとで外国の代理機関もしくは代行機関または外国の機関とみなされる」とは認めたが、ジョンが労働した朝鮮の工場がちょうど彼が労働したその期間に軍需会社法に服していた」とを被告が證明しえなかつたために、結局連邦裁判所への移管を認めなかつた。

以上にみたよつて、本件における移管の否定は被告が證明責任を果たせなかつたのが理由であるから、被告が外国の代理機関もしくは代行機関または外国の機関であることを證明した場合に、被告が連邦裁判所への移管を要求する権利を有する」」と由体については、裁判所は否定していないものと解釈する」」とができよ。」

註

(1) Jae Won Jeong は新聞報道によれば、鄭在源（七十九歳）である。鄭は日本ではチョン（Chung）と表記されることが多く、多分 Jeong が鄭にあたるのであつ。

(2) *Jeong v. Onoda Cement Co. Ltd.*, 2000 U.S. Dist. LEXIS 7985, Case No. CV99-11952-GHK (MANx) (C.D. Cal. May 18, 2000)

(3) 田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、一九九一年）、および Anderson, Kent, "Issues of Private International Law and Civil Procedure Arising out of the U.S. Civil Suits for Forced Labor during World War II: To What Extent Do U.S. Conflict and Procedural Rules Obstruct Private Liability for Wartime Human Rights Violations?", *Yearbook of Private International Law*, Vol.3 (2001), p.137, at 146 参照。

(4) 田中、同上、および Anderson, id., at 146-47 参照。

(5) 田中、同上、および Anderson, id., at 148 参照。

(6) 以上にのべて、拙稿「第1次大戦時の強制労働に対する米国における対日企業訴訟について（続編）」(→)『京都学園法学』1116・1117号（11001年）1111頁以下、および五〇頁、および Anderson, id., at 149 参照。なお、外国人不法行為請求権法については、邦文による最近の有意義な研究にケント・アンダーソン「国際法違反の不法行為に対する米国連邦裁判

- 所の管轄権——「外国人不法行為請求権法」を中心として——』『國際法外交雜誌』101卷1号(1991年)三九頁以下がある。また、岩沢雄司教授はすでに一九八八年に発表された論文で、八〇年代の外国人不法行為請求権法関連の判例を紹介され、同時に外国人の外国、国家に対する訴訟が認められたケースについて、国家管轄権（民事裁判管轄権）と主権免除の原則の一两点から詳細な批判的考察を加えられてくる（岩沢雄司「アメリカ裁判所における國際人權訴訟の展開——その國際法上の意義と問題点——」（一）『國際法外交雜誌』八七卷1号（一九八八年）四八頁以下、（二）八七卷5号（一九八八年）一頁以下、ともに164頁）。さらに、A・カッセーゼ著、曾我英雄訳『戰爭・テロ・拷問と國際法』（敬文堂、一九九一年）一六八—一八六頁、阿部浩二・今井直・藤本俊明著『テキストブック國際人權法』（第2版）（日本評論社、1991年）四六一五〇頁、山崎公士「拷問禁止の慣習法化——フイラルティーガ事件——」『別冊ジュリスト・國際法判例叢書』156号（1991年）六一七頁、岩沢雄司「フイラルティーガ事件」田畠茂一郎・竹本正幸・松井芳郎編『判例国際法』（東京堂、1991年）一七九—一八一頁、岡田泉「カラジッチ事件」『判例国際法』111—111頁、参照。
- (7) Bazyler, Micheal J., "Nuremberg in America: Litigating the Holocaust in United States Courts," 34 *U. Rich. L. Rev.* 1, p. 4.
- (7-a) Anderson, op. cit., supra note (3), at 140.
- (7-b) 前掲、後掲注(7)、140—141頁。
- (7-c) Anderson, op. cit., supra note (3), at 143.
- (7-d) 前掲、前掲注(7)、141頁。
- (7-e) 同上、同上一五五頁。
- (7-f) Hwang Geum Joo v. Japan, Case No. Civil Action 00-02233 (HHK), (D.C.D. Oct. 4, 2001). 判決は、<http://www.dcd.uscourts.gov>で入手可能。なお、後述七六頁参照。
- (8) 上述の判決要旨のC. 外国籍免除法の①外国に対する移管管轄権の個所、おもにAnderson, op. cit., supra note (3), at 151 参照。
- (9) Anderson, K. が紹介してあるように Leung S., "Suit Will Test State Law on War Labor," *Wall St. J.*, Oct.

27, 1999. は、日本の被告によるカリフォルニア会社の一九九〇年の取得について考察し、そして第一次大戦中子会社はもっぱら米国内で活動し日本に対する戦争遂行に貢献したと述べてゐるトマス・アダーソン (Anderson, op. cit., supra note (3), at 146, footnote 41)。

(10) 以上、拙稿「第一次大戦時の強制労働に対する米国における対日企業訴訟について」『京都学園法学』11111・111四号 (1999年) 四五頁以下、とくに七一—七四頁参照。

V Jeong II 判決

一九〇〇一年八月二〇日、カリフォルニア州ロサンゼルス郡上位裁判所のピーターア・D・リヒトマン (Peter D. Lichtman) 判事は、被告小野田セメント（現・太平洋セメント）他が提出した「訴答に基づく判決の申立て」に関して口頭弁論を開いた。そして、九月一四日、本判決を言い渡した⁽¹¹⁾。

（1） 判決要旨

韓国系米国人たる原告ジョン・ウォン・ジヨン (Jae Won Jeong) は、第一次大戦中の一九四三年東京の法政大学に在学する朝鮮人学生であった。軍務に服するため軍隊に出頭するよう日本政府の命令を拒否した彼は、警察に拘留され後に朝鮮に送られた。朝鮮では朝鮮総督府によって収監され、「志願兵訓練」用の収容所に入れられた。

一九四四年一月ジョンは、「日本当局を口実に小野田セメント株式会社によって、かつそのために」運営されていた朝鮮の別の収容所に移された。「第一次世界大戦は日本の産業に巨大な需要をもたらし、そしてそれは深刻な労働力

不足をひき起^ハしたために」、日本政府は「朝鮮の国民と連合國の捕虜」を強制労働に使役する計画を立てたとジョンは主張する。これは「日本の戦争遂行に資する」ためである。収容所では、ジョンと他の労働者は、「過酷な肉体」労働を強制され、それに対し賃金は支払われなかつた。^(原注)

(原注) 以上は原告の訴状による主張であるが、被告によつて争われなかつた。それに、訴答に基づく判決の申立てでは、原告の事実の主張——たゞしその法的結論ではない——は真実として取り扱われる。

そこで、ジョンは民事訴訟法第三五四節六項に基づいて、従事した労働および被つた被害ならびに「不当利得、不法行為による権利侵害、および不法・不公正・詐欺的取引慣行」に対する金銭賠償を求めて、彼自身のために、かつ「一九二九年から一九四五年の間のいずれかの時期に小野田およびその子会社のために労働を強制された米国市民および米国居住者」の代表として、集団訴訟を提起した。

(2) 被告の主張

被告は、第一に、日本との平和条約（一九五一年）がこの訴えを妨げると主張する。第二に、一九五六年の日韓協定が妨げると主張する。被告は、同協定は訴状で主張されている請求権を排除するというのが日本政府の正式の立場であると主張する。第三に、被告は、合衆国連邦政府は戦争に関連する犯罪および請求権の解決に関する全分野を独占（occupy）していくから、連邦法が本訴訟を専ら（preempt）すると主張する。この主張と関連して、被告はまたジョンの訴えによつて提起された論争は政治的問題（political question）を含んでいると主張する。最後に、被告は、この請求権は政府の各部門の権限に不当に挑戦し、合衆国の外交関係に脅威をもたらすと主張する。

（3）裁判所の判断

最初に、以下の点に留意することが大切である。①事件当時原告ジョンは朝鮮人であった。ジョンは後に（一九九七年）合衆国市民になった。③本件訴訟は、カリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項に基づいて提訴された。④被告は、原告が第三五四節六項に基づいて請求権を正しく主張した」と、および第三五四節六項がその請求権を認めることを争わない。

（原注）ただし、被告は問題のカリフォルニア州の法律が違憲であると主張する。被告は後にこの問題を提起するかも知れないことを示唆したけれども、今回の申立てにおいてはこの点は係争点になっていない。

① 一九五一年の平和条約

連邦憲法は、「合衆国の権限のもとに」締結された条約は「国の最高法規である。州の憲法または法律に反対の規定があつても……」ことを明確に定めている。かくて一九五一年条約は合衆国の「最高法規」の一部であり、裁判所によつて適用されるならばジョンの訴訟を阻止する働きをもつと被告は主張する。

条約を解釈するに当たつては、多くの判例が示すように、裁判所はまず当該条約の明白な文言に依拠しなければならない。そして、合衆国が締結した条約は、条約が署名された時点の米国国民のみに影響を及ぼす。*Haven v. Polska* (7th Cir. 2000) 215 F. 3d 727, 733. 本件では、ジョンが条約締結時に米国国民でなかつたことについては異議がない。したがつて、被告は、ジョンが米国国民の故に請求権を放棄したと主張するとはできない。その上、一九五一年条約の第一四条(b)項に基づく賠償支払いと放棄のシステムは、連合国捕虜にのみ適用がある。（山手注――）で判決が、第一四条(b)項を連合国捕虜にのみ関係する規定のように述べているのは間違つてゐる。第一四条(b)項は、それ自体としては連合国国民全体に適用され、捕虜に限定されないことはもちろんである。おそらく、カリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項に基づく

にて実際に訴訟を提起した連合国国民は捕虜のみで一般市民は含まれていなかつたのと、つぶやいたのである。

被告は、原告の訴状で主張されてゐる請求権は放棄されてゐるところ彼らの意見を支持するものとして、一九五一年の日本との平和条約をもち出す。口頭弁論において、被告は、平和条約は一つの完全に統合された文書であつて、それは後に締結された一九六五年の日韓協定を含む韓国国民のすべての請求権をカバーすると立場をとつた。このような考えは意味をなさないし、日本と朝鮮との間の「財産・請求権の処理の」問題は「特別取極の主題とする」と定めた第四条(a)項の明示の文言に反してゐる。」の文言は、日本と朝鮮に、彼らの紛争を別の協定によつて解決するのとを認める以外の何ものも意味しない。第四条(a)項は、そのような協定に実質的条件を指示しないし、被告が示唆するように「戦争に関連する請求権を……合衆国の司法審査および／または訴訟参加から除外する」ものではない。米国国務省で述べ、一九五一年条約が「平和条約の当事国でない国の国民の請求権を消滅させない」とを認めた。

Statement of Interest of the United States of America, filed in re World War II Era Japanese Forced Labor Litigation, MDL NO. 1347 regarding non-allied prisoner of war claims. (December 13, 2001) at page 9. (三井注――) 連合国捕虜以外の原告の訴訟〔本稿による Walker II, III 判決に関連する〕について出された国務省の意見書の提出日が 1100 年 11 月 11 日であるのは、11000 年 11 月 11 日の間違いである。なお、後に專門の議論のいいひで同一の意見書とみられるものが引用されてゐるが、その日付は December 6, 2000 となつてゐる。この 111 日と水口の日付は、むづらかが間違ふがめしれない。要するに、平和条約第四条(a)項は朝鮮人の請求権をなんら規制するものではない。

しかし、朝鮮は一九五一 年条約の署名国ではなかつた。したがつて、たゞ第四条(a)項が何らかの種類の救済を指示していくとしても、それはそれらの条件を受け入れるよう日本を義務づけるのみで朝鮮を義務づけない。実際、第四条(a)項は、日本が朝鮮（および日本が植民地にしていたその他の領域）と未解決の紛争を解決するための交渉に入

る」とを保証する」とによつて、これらの国に利益を与えるとするものであるとしか解釈する」ことはできない。連合国の非署名国に「同一の又は実質的に同一の条件」を与える日本の義務（第一二六条による）といふ、三年で満了する。國務省が述べてゐるよう、「一九五一年条約におけるすべての「連合国の請求権」の放棄は、「中華人民共和国、台湾、または北朝鮮もしくは南朝鮮をカバーしない」」（上述意見書六頁）また、第二次世界大戦期日本強制労働訴訟判決（山手注——Walker I 判決）の「（こ）れらの原告は一九五一年条約の署名国でない國の市民であるから、彼らの請求権は連合国捕虜の事件によって提出されなかつた多くの争点を提起し、したがつてまた今後の手続においてさらなる審理を必要とする」参考。

平和条約に対する國務省の見解は尊重されるべきであるが、ある条約の意味を最終的に決定するのは裁判所であつて行政部門ではない。その上、國務省でも、一九五一年条約の「目的」について詳細に説明しながらも、それが「条約の当事国でない國の国民の請求権を消滅させない」ことを認めざるを得なかつた。國務省は、合衆国が「非署名国と……協定を締結しようとする日本の努力を助長し激励した」とは述べたが、一九五一年条約が非署名国に直接の義務を課したとは言つていない。（意見書六頁参考）

以上に照らして、本裁判所は、一九五一年の平和条約はジョンの請求権を阻止しないと結論しなければならない。

② 一九六五年の日韓協定

日韓協定は、二つの外国の間で締結された協定である。合衆国は、この文書の当事国または署名国ではないし、またなかつた。したがつて、この文書は外国法の規定に過ぎない。それは「合衆国の権限に基づいて……締結された条約」（合衆国憲法第六編一項）ではなく、最高法規条項に基づいて州法を専占する」とは也不能な。United States Olympic Committee v. Interlicense Corp., S.A. (2nd Cir. 1984)（合衆国が署名・批准していない条約が専占をつくり出し

うるところの主張を拒否。かかる批准がなければ、専占に必要な「明確な議会の立法的意図」を見出しができない。

したがつて、この協定に関して裁判所の決定すべき問題は、合衆国最高法規条項に基づく専占の有無ではなく、請求権に対する放棄または阻止があつたか否かである。

条約の両当事者が解釈について同意している場合には、裁判所は強力な反対の証拠がない限りその解釈に従えばよい。Hunt Inc. v. Shipwrecked Vessel (4th Cir. 2000) 221 F.3d 634, 642. しかし、本件の場合は、まったく逆の状況にある。原告被告双方から提出された証言は、解釈が対立していることを明らかにしている。このような状況の下では、裁判所は「裁判所による顕著なるとして認定する」(taking of judicial notice) という方法で外国法を認定することができる。Evid. Code § 452 (f) 参照。裁判所は、「その問題に造詣の深い人のアドバイスを含むいかなるソースの関連情報」も考慮する」とがである。Evid. Code § 454.

裁判所には、相反する結論を主張する証言が提出されている。原告側のチャン・ロク・キム (Chang Rok Kim) 教授 (釜山大学国際法教授) の証言 (原告証拠物件c) は、次のように結論する。

- a. 条約交渉の経過ならびに締結直後に日本政府によつて刊行された説明資料は、当事国が個人の請求権を解決しなかつたことを明らかにしている。実際、条約交渉の日本代表は、もし将来損害賠償の請求が起つれば日本はそれを支払うことを明示的に認めた。(キム教授証言、¶11-15)
- b. 一九六五年協定におけるいがなる放棄も政府対政府の請求権にしか及ばず、個人の請求権または個人の訴訟を提起する権利には影響を与えたかった。(同上、¶15-22) これは自国民のために請求する日本および韓国の権利 (「外交的保護権」とよばれる) を制限したが、これらの国民が自分のために裁判所において請求を行

う権利を制限しなかつた。（同上、¶16-22；30-31）

さらに、原告は、日韓協定は本件で主張されているような請求権の放棄を規定していないと主張を支持するため、追加的証言を提出した。阿部浩己教授（神奈川大学国際法教授）の証言によれば（彼の証言は広域継続訴訟手続を審理する北部地区連邦地裁に提出された）、「[会談で韓国側が提示した]『八項目』の第五番目——『被徴用韓国人の補償』——は当時日本銀行に寄託されていた未払い賃金にとくに言及している。それは特定の、当時存在していた所有権に対する請求権に言及したものであつて、韓国人強制労働者が彼等の『雇用者』に対して有していたすべての損害賠償請求権ではない。」

これに対し、被告側の岩沢教授（日本法「ママ」および日本戦争補償問題の専門家）は、一九六五年日韓協定は韓国国民の日本および日本国民に対する請求権を消滅させたとはつきり述べている。岩沢雄司教授は、この結論を次のように理由づける。

- c. 一九五一年平和条約は、日本と韓国との間の係争問題の解決のための枠組みを設定する。そして、その解決は日韓協定によって達成された。（岩沢教授証言、¶3）
- d. 日韓協定は、両国およびその国民の財産、権利および利益に関するすべての問題、ならびに両国およびその国民の間のすべての「請求権」を「完全かつ最終的に」解決することによつて、一九五一年平和条約第四条(a)項を履行した。（同上、¶4）
- e. 協定がジョンのような個人による請求権を永久に消滅させたとする韓国政府の立場は、一九六五年の公刊行物『大韓民国と日本国との間の条約および協定の解説』によつて確認されている。それは「……被徴用韓国人の受取勘定、補償および年金などのよくな、韓国人の日本政府および日本国民に対するすべての種類の請求

權は、完全かつ最終的に消滅した。……戦争終了以前に存在していた両国のすべての財産および請求権は無効
された」と述べてゐる。(同上、¶7(d))

(原注) 韓国政府は本件に関してかかる立場をとつてゐるわけではない。実のところ、韓国政府は本訴訟に関する(原注)
つて沈黙を守つてゐる。

以上に照らして、締約当事者の間に協定の正しい解釈について同意がないことは疑問の余地がない。キム教授は、
協定に対する韓国および日本の態度について論じ、証拠を提示し、そして協定がジョンのような損害賠償請求権を規
律しようとするものではなく、外交的保護権のみを規定するものであると述べてゐる。彼はまた、「請求権」なる言
葉も両国によつて解決されないと云ふ。

被告側の専門家は、日本法の下では、原告の請求権は、協定および交渉の議事録が被徵用韓国人の請求権が協定に
よつて完全に解決されたことを示してゐるから、阻止されるという見解を取る。

しかし、口頭弁論の際に原告の弁護人が指摘したように、被告自身の証拠物件れい、ジョンの場合のような請求権
は一九六五年協定に規定されなかつたことを立証する。

たとえば、イン・スプ・チング (In Sup Chung) 教授によつて提出された論文 A Study on the Scope of the
Agreement on the Settlement of Problem concerning Property and Claims and the Economic Cooperation be-
tween the Republic of Korea and Japan, 1965, 25 Sung Kok Ronchong (1994) (印記教授の証明された被告証拠物
件2) は、六一七頁に「日本に対する民事請求権に関する法律は、その補償の範囲を死亡者、それも日本の記録によ
つて確認される死亡者に限定した。死亡者の多くと負傷した韓国国民は、いかなる補償も与えられなかつた」と述べ
てゐる。(出注——これは一九六五年協定を実施する韓国の国内法の説明であつて、協定自体の内容ではない。裁判官には、そ

の点について誤解があるのではないか。著者は九頁で、国際法の原則に従つて、一九五一年平和条約は非署名国たる韓国に義務を課さない」とを認めている。

同論文は、韓国および日本の両政府は、八項目で言及された請求権が賠償のような懲罰的性質の請求権を含まない」とで合意したと結論する。（101—1頁）

重要なことに、論文はまた一六一一八頁で、請求権放棄の問題に対する日本の立場について論じ、一九五六六年協定で生じた放棄は外交的保護権の放棄に過ぎないとこうのが、貫して日本の立場であつたことを認めた。この立場は、一九六五年一一月、外務大臣によつて日本の国会で表明された。

以上よりして、本裁判所は何が正しい解釈か決定することができない。何が外国の法か決定できない場合、裁判所はカリフォルニア州法を適用してもよし、実体的判断の効果をもつとなく（without prejudice）訴訟を却下する」ともある（山手注——再訴可能な訴え却下）。Evid. Code §311. 本裁判所は、訴訟を却下する」とを断わる。民事訴訟法第三五四節六項によるカリフォルニア州法は、原告の請求権は手続を進めうるところである。したがつて、本裁判所は本件請求権に対して放棄も障害となること結論する。

③ 連邦法による専占（明示的および默示的）

連邦法による専占（federal preemption）の分析は、「連邦議会は州法に代わる意図はない」という基本的仮定から出発す。⁶⁵ Building & Constr. Trades Council v. Associated Builders & Contractors (1993) 507 U.S. 218, 224. 州法は「それが議会の明白かつ明確な目的でなければ」専占されない。Medtronic Inc. v. Lohr (1996) 518 U.S. 470, 485. 「議会はその意思を州に課す」とが⁶⁶が、「[それは]議会は軽々しく行使しないわれわれが仮定しなければならない権限である。」County of Los Angeles v. Smith (1999) 74 Cal. App. 4th 500, 506. 「連邦法によって課せら

れた責任に加えて、州が責任を課す」と反対する連邦の政策は存在しない。通常州の訴訟原因は、それが連邦法によって認められた責任に加えてさらに責任を課すという理由だけでは専らされない。」 *California v. ARC America Corp.* (1989) 490 U.S. 93, 105. 「わが連邦制度では州は独立の主権者であるから、連邦議会は州法の訴訟原因を傲慢に専ら」など、「われわれは長い間推定してやめた。」 *Medtronic*, 518 U.S. at 485.

専占は明示的にも默示的にもなれる。*Metropolitan Life Ins. Co. v. Massachusetts* (1985) 471 U.S. 724, 738. 明示的専占は、「議会が専占の問題を考察し、明確にその問題を取り扱う規定を制定された立法の中に挿入した場合」に存在する。明示的専占は、議会が特定の分野において州の立法、規制または裁判所の行為を禁止していくと、明示のかつ曖昧でない宣言が必要である。*Cipollone v. Liggett Group* (1992) 505 U.S. 504, 517. 黙示的専占は、立法が明示的に州法にとつて代わらないが、しかし（一）「議会がその分野を排他的に連邦法に専らする意図である」場合、または（二）「州法が実際に連邦法と矛盾する」場合に起る。*Freightliner Corp. v. Myrick* (1995) 514 U.S. 280, 287.

本件において、本裁判所は、外国の国民によるかかる請求権を排除する議会の宣言は存在しないと考える。合衆国および日本による一九五一年条約は、それが外国の「着手注——非署名国の」国民による請求樁をカバーしないこと、そして韓国と日本は彼等の紛争を解決するために「特別取極」を締結しなければならなくなることを、きわめて明確に示している。この分野において州法を専占する意図を表わす言葉は存在しない。

(原注) 被告は、この結論に異議を唱え、合衆国と日本との間の請求権の完全な解決を論じた1900年八月提出の米国務省意見書を引用する。しかし、被告の援用するその意見書は連合国捕虜の請求権しか扱っていない。被告は、連合国捕虜以外の請求権を問題にし、そしてジョン（一九五一年条約が締結されたとき朝鮮人であった）のような請求権は一九五一年条約によつて

消滅していないと明白に述べてゐる1000年11月6日の意見書を引用していない。（山手注——前に出ていた11月11日の意見書とおそらく同じものと考えられる。六日と13日の日付のどちらが正しいか不明であるが、13日はウォーカー判事が元連合国捕虜を原告とする五件を却下する追加的決定を行い、かつフィリピン、韓国、中国の民間人を原告とする一件について原告・被告双方が口頭弁論を戦わした日である。この国務省意見書は当日提出されたか、それともその数日前に提出されたかのいずれかであろう。）

これらに、本裁判所は同じく、原告の請求権を排除する默示的専占のためのいかなる根拠も存在しないと結論しなければならない。黙示的専占について、被告は再びまた、一九五一平和条約は日本国およびその国民に対する戦争請求権の全分野を独占する合衆国政府の意図を示しているという立場をとる。すでに述べたように、平和条約は合衆国の国民（条約締結時に国民であった）にしか適用がない。ジョンは平和条約で特定された範疇に入らない。

平和条約が交渉され署名された際に、連邦議会は、賃金を支払わないで労働を強制した会社に対する非署名国国民の請求権を条約が規制できないことを十分知っていた。議会はまた、将来合衆国国民になる人の請求権を阻止しなかつた。日本と韓国が彼等の間で特別の取極めを締結する」とについての平和条約における言及からして、議会は賠償スキームに追加の余地を残している。したがつて、本裁判所は、議会の宣言された意図が、日本およびその国民に対する戦争請求権の全分野を完全に独占することであつたと判断する」ことはできない。

以上の議論にもかかわらず、被告は異なる論点として、カリフォルニア州の法律（民事訴訟法第三五四節六項）を専らする特定の連邦の条約または法律が存在してゐなくして、この州法は *Zschernig v. Miller* (1968) 389 U.S. 429. および *National Foreign Trade Council v. Natsois* (1st Cir. 1999) 181 F.3d 38. の判例に基づいて、「外交関係を妨害する」ために専らされる主張する。しかし、被告は、*Gerling Global Insurance Corp. of America v. Low* (9th Cir. 2001)

240 F. 3rd 739. 事件で第九巡回裁判所が出した意見は無視してよい。Gerling Global 事件において、裁判所は、最高裁判所が Zschernig 事件ではじめて用いた默示的専占の理論は「裁判所によるものたに發動されず、「そして」最高裁判所は「110年以上もそれを適用したことがない」といふを承認した。Id. センターリー Zschernig 判決が何らかの効力もつてゐること、それは控えめにかつ躊躇しながら適用されねばやうである。Id. at 753. 参照。「すれにしても、Zschernig 判決自身が、州法を無効にするためには、その法律が単に「外国に付隨的または間接的な影響」を及ぼさない以上の中のものが必要であることを認めてしまふ。Id. at 752.

Gerling Global 判決は、裁判所は「外國政府による報復的行動をひき起りや」おそれのある法律は専占されていてよい判断を下さぬと主張を退けた。裁判所は、同様の挑戦に対するカーフォルニア州のユニタリ・タックス申告制度を擁護する *Barclays Bank PLC v. Franchise Tax Br.of California* (1994) 512 U.S. 298,327 を引用して、この主張は「間違つた討議くと導く」と述べた。240 F. 3d at 747. Gerling Global 事件におけるよひに、本法廷の民間被収容者強制労働補償事件の当事者は外國政府ではなく、また全部もしくは一分外國政府によって所有されてもよい。むしろ、Gerling Global 事件におけるよひに、相手当事者は「単なる企業である」 Id. at 753. カリフォルニア州民事訴訟法第二五四節六項は、ある特定の外國に向けられたものではない。Id. センターリー Gerling Global 事件で争われた HVIRA (ホロコースト被害者保険救済法) と同様に、すでに第一次世界大戦以前に違法であった過去 (第一次世界大戦期) の行為を対象にする。Gerling Global 事件と同じく Zschernig 判決は適用されなる。Id.

以上の上、Gerling Global 事件で争われた HVIRA の憲法は、「ナチス政府、その同盟国または同調国」とふれてゐる。この言葉は、カリフォルニア州民事訴訟法第二五四節六項の文言と実質上同一である。第二五四節六項は、「ナチス政権、その同盟国および同調国、またはナチス政権、その同盟国もしくは同調国の占領もしくは支配下にあつた

地域で事業を行っていた企業」のために、賃金の支払いなしに労働を強制された民間人に訴訟原因を付与する。Gerling Global 事件において裁判所が示したように、第二五四節六項は「一見して、いずれかの特定の外国に向かれたものではない。」²⁴⁰ F. 3d at 753.

被告はまた、もし本裁判所が被告の申立てを否定するならば、日本と合衆国との間の外交関係に障害が生じるであるべと主張する。しかし、Jの議論はただちに、*Patrickson v. Dole Food Co., Inc.* (9th Cir. 2001) 251 F.3d 795 における、コジンスキ (Kozinski) 判事の意見を引用して退けねばならない。コジンスキ判事は、「連邦裁判官は州裁判官と同じく、[...]の前にある事件を法の支配に従って決定するよう拘束されている。もし外国政府がその訴訟を攻撃的と考えるならば、わが政府に抗議をすればよい。そうすればわが政治部門が適当と考える方法で対応する」とがでる——法律の制定をも含めて。……」しかし、裁判所——州または連邦の——が、当事者でない外国の利益にその判決を適合させるより提案するには、まったく別の問題である」と述べた。*Id.* at 803.

本法廷に係争の事件は、カリフォルニア州で事業を営むかまたはカリфорニア州と接触のある私企業に対して、私的個人が提訴した請求権に関するものである。これらの請求権は、カリifornia州の法律に基づいて認められており、かつ平和条約はそれらを放棄していない。

④ 「政治的問題」理論はジマの請求権を排除しない

以上の議論にもかかわらず、被告は最後の主張として、政治的問題の理論 (political question doctrine) が本裁判所が本件を審理するのを妨げるべしと主張する。被告は、裁判所が第一次世界大戦期強制労働請求権を審理したすべての判決において、これらのケースは司法判断に適合しない政治的問題として却てこれが主張する。*Iwanowia v. Ford Motor Company* (D.N.J. 1999) 67 F. Supp.2d 424; *Burger-Fischer v. Degussa AG* (D.N.J. 1999) 65 F. Supp.2d

248, Belk v. U.S. (Fed.Cir.1988) 858 F.2d 706; *Furmukin v. Jones* (D.N.J. 2001) 129 F. Supp.2d 370; *In re Nazi Era Cases Against German Defendants Litigation* (D.N.J. 2001) 129 F. Supp. 2d 370, 378 参照。

しかし、被告が引用したケースにおいては、補償または賠償が係争の条約または協定に規定されており、かつ裁判所が支払いの適切さを審査するが、または補償の支払いに介入するよう求められたことに留意しなければならない。

実際、上記のケースのいくつにおいては、各訴訟で主張されている請求権をカバーする賠償についての外交的交渉が、訴訟の係属中ドイツ政府、ドイツ企業および国際的交渉団の間で進行中であった。Foos, Diane Richard, "Righting Past Wrongs or Interfering International Relations? World War II-Era Slave Labor Victims Receive State Legal Standing After Fifty Years," 31 *McGeorge L.Rev.* 221 (Winter 2000); Christopher, Darcie L., "Just Cogents, Reparation Agreements, and Holocaust Slave Labor Litigation," 31 *Law & Policy in International Business* (2000) 参照。

本件においては、合衆国の政治部門の決定で被告の行為に賛成したものではなく、合衆国が締結した条約で原告の請求権を扱ったものはない。むしろ、裁判所は、ジョンのそれのような請求権について交渉が行われてゐるところ話を聞かない。本法廷による判決は、合衆国政府のいかなる正当な外交政策利益をも妨害しないはずである。

⑤ 紹論

第三五四節六項は、五〇年ないしそれ以上昔に起りた行為を目的とする。本裁判所は、カリフォルニア州の立法部と司法部は、いかなる特定国家の政治制度をも論評しようとするものではなく、また合衆国といかなる特定国家との関係にも影響を与えるとしているのではないことを信ずる。本裁判所の唯一の目的は、カリフォルニア州議会が制定した法律を執行すべしのである。したがって、訴答に基づく判決の申立ては拒否される。原告は訴状に記載された

訴訟原因を正当に訴えた。

（2）問題点

本件は、上述の Jeong I 判決によつて差戻しを受けたカリフォルニア州サンゼルス郡上位裁判所が 1960 年九月一四日に下した判決であるが、その内容はその三日後に下された連邦裁判所の判決（前号で説明した Walker III 判決、1960 年九月一七日、カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所⁽¹²⁾）とまったく相反するものとなつた。

本件は訴訟原因としてカリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項のみに基づいて提起されたので、もっぱら同規定の効力が争われた。すなわち、被告の日本企業は、①合衆国憲法上条約は国の最高法規で州法に優位するから、日本との平和条約により上記第三五四節六項に基づく訴えは阻止される、②一九五六年の日韓請求権協定によって、韓国国民の日本國および日本国民に対する請求権はすべて解決している、③戦争に関連する請求権は連邦政府の独占的管轄事項であるから、第三五四節六項による訴訟は連邦法によつて専門されている分野で無効である、④「政治的问题」の理論により裁判所が本件を審理することを妨げられる、と主張して訴えの却下（正確には訴答に基づく判決）を求めた。

判決は、この被告の議論に沿つて順次その主張を論駁して却下（正確には訴答に基づく判決）の申立てを退け、訴訟を進めることを決定した。

（1）一九五一年平和条約

韓国は平和条約の締約国ではないから、韓国国民の請求権が同条約第一四条(b)項によつて放棄されているということはできない。この点は条約法上明らかで、本判決も Walker III 判決も同じ解釈である。この点に関しては、被告

企業の主張には最初から無理がある。

なお、Walker III 判決は韓国系米国人も特に説明することなく韓国人として一緒に考察しているが、本判決は原告ジョンが韓国系米国人であるため、米国の締結した条約は条約が署名された時点の米国国民のみに影響を及ぼすと判示した *Haven v. Polska* (7th Cir. 2000 年) 判決を引用し、かつジョンが平和条約締結当時米国民でなかつた」とは異論がないといねいな説明を加えている。

(2) 日韓請求権協定

米国は日韓請求権協定（判決では短く日韓協定といふ）の当事国ではないから、この文書は外国法の規定に過ぎず、この協定が州法を専占するとはありえない。 *United States Olympic Committee v. Interlicense Corp.*, S.A. (2nd Cir. 1984) 判決参照。

したがって、この協定に関して裁判所の決定すべき問題は、憲法の最高法規条項に基づく専占の有無ではなく、韓国人の個人請求権が本協定によって放棄されたか否かである。

ところが、その点の解釈について両当事国間に合意がまったく無いから、裁判所は judicial notice (裁判所による認定) によってこの外国法を確定することができる。

裁判所には、原告側からキム教授の証言、被告側から岩沢教授の証言が提出されているが、前者は日韓請求権協定によつて放棄されたのは外交的保護権のみで、国民個人の請求権およびそれを相手国の裁判所に提起する権利は放棄されていないといい、後者は両国およびその国民の間のすべての請求権は「完全かつ最終的に」解決され消滅したと主張していく、両者はまったく対立している。しかし、被告側が証拠として岩沢教授の証言に付して提出したチヨン教授の論文には、逆に原告側の主張を証明している叙述がある。

従つて裁判所は何が正しい解釈か決定することができない。何が外国の法か決定できない場合、裁判所はカリフォルニア州法を適用することもあるし、訴訟を却下するにもある。Evid. Code §311 参照。本裁判所は訴訟を却下せず、カリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項を適用する」とにする。

さて、以上のとく、判決は日韓請求権協定を一つの外国法として、その正しい解釈——個人の請求権が同条約によって放棄されているか否かについての——を探求した結果、それが不明であるとしてその場合に認められている一つの選択としてカリフォルニア州法の適用を行つた。

結果的には、日韓請求権協定は実際には適用されなかつたことになるが、しかもしも同協定の正しい解釈が確定できた場合には、同協定を適用して判決を下しのであろうか。論理の運び方からはそう考えられよう。

この点、Walker III 判決は、日韓請求権協定については、一九五一年平和条約が非署名国の請求権の問題を専占する効果を有しないことを第四条(a)項および第一一六条を援用して結論した際に、「日本が朝鮮および中国と後に締結した協定が、これら非署名国の請求権を消滅させた否かは、日本との平和条約が中国および朝鮮の国民の請求権を専占するか否かとは関係がない」と述べて、それ以上日韓請求権協定の効果については分析を加えていない。⁽¹³⁾連合国捕虜の訴訟に関するWalker I 判決で平和条約第一四条(b)項による請求権放棄に依拠したことから考えれば、日韓請求権協定による請求権処理規定はウォーカー判事が積極的に関心を寄せてしきと思われるにもかかわらずである。ウォーカー判事は、日韓請求権協定は外国法としても米国裁判所においてはいつさい適用がないと考えたのであろうか。それとも、より直接関係のある合衆国憲法の問題があり、それによつて判決が下されうる以上日韓請求権協定の問題に触れるまでもないと考えたのであろうか。

(3) 連邦法による専門

前述のとく、平和条約は非署名国たる韓国には適用されないから、韓国人の請求権は第一四条(b)項によつて放棄されていなが、しかしながら平和条約が非署名国およびその国民の請求権の問題を専門としていて（連邦議会が平和条約に請求権の分野を独占せらる意図であった）、カリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項は無効ではないかという問題がある。

本判決はこの点に関して、平和条約第一四条(b)項が韓国人の請求権をカバーしない」と、第四条(a)項が請求権問題を解決するために両国の間で「特別取扱」を締結するよう定めてゐるとから、専門を否定している。この点では基本的Walker III 判決と同じといふ。

ただ、本判決とWalker III 判決との最大の違いは、本判決はこの専門の否定からただちにカリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項の適用に進むのに対し、Walker III 判決は専門の一つの閑門として、違憲問題があるとして詳細な検討を加え、第三五四節六項は合衆国の排他的外交問題（処理）権限（exclusive foreign affairs power）を侵害するから違憲であるところの結論に達し、訴訟を却下した。

両者の論証のなかで次に田付けるは、*Zschernig v. Miller*, 389 US 429 (1968) 判決についての見解の相違である。すなわち、Walker III 判決は、Zschernig 判決を今日でも有効な違憲問題——排他的外交問題処理権限にかかる——に關する「ディング・ケース」と考へる。本判決は Zschernig 判決を専門に関するケースと考へ、かつ *Gerling Global Reinsurance Corp of America v. Low*, 240 F3d 739 (7th Cir 2001) 判決のなかの文言を引用して、最高裁判所や Zschernig 判決ではじめて用いた默示的専門の理論は、「米国の裁判所によつてめつたに発動されず、最高裁判所は110年以上適用した」とがな」と強調して、これに否定的な態度をとつてゐる。

専上問題と違憲問題とは密接な関連があるので、Zschernig 判決は両方にかかる判決と考えてよいのか、それとも Walker 判決と本判決のいずれかが間違った解釈をしているのか、今は Zschernig 判決の詳しい分析をしている余裕がないので問題提起にとどめておきたい。

(4) 「政治的問題」の理論

被告は、ドイツの強制・奴隸労働訴訟を審理した米国の判決が、それらのケースを司法判断に適合しない政治問題を含んでいるとしてすべて却下したと主張する。たしかに、一九九九年一〇月ニュージャージー州連邦地裁が下したリーディング・ケースの Iwanowa 判決と Burger-Fischer 判決も、それぞれ詳細な検討を加えた末に政治的問題の理論を適用して（ただし他の理由とする）訴えを却下した。⁽¹⁵⁾ そして、ドイツの「記憶・責任・未来」財団の設立⁽¹⁶⁾（二〇〇〇年七月一七日）を受けて、一〇〇〇年一二月五日四九件の訴訟が当事者の申出によつて自発的に棄却され、⁽¹⁷⁾ そのにお繼續されたケースは被告の却下の申立てに基づいて、一〇〇一年三月一日裁判所が Iwanowa, Burger-Fischer 両判決と同じく政治的問題の理論を適用して訴訟を却下した。⁽¹⁸⁾ しかし、たしかにケント・アンダーソンがいうように、「米国が批准した包括的平和条約によつて処理された戦争から生じる国際人権請求権は、大部分政治的問題の理論の枠内に入り、かかるものとして米国の裁判所において司法判断は可能でない」。⁽¹⁹⁾

しかし、本件の場合は、ジョンが韓国人であったため米国と日本との間の平和条約は適用されない。だから、ドイツの場合と違つて「合衆国が締結した条約で原告の請求権を扱つたものはない。」それに、米国政府も加わつて和解に向けて関係者が努力しているわけでもない。したがつて、「本法廷による判決は、合衆国政府のいかなる正当な外交政策利益をも妨害しないはずである。」⁽²⁰⁾ として、リヒトマン判事は、Jeong の請求権に政治的問題の理論は適用されないと結論した。

しかし、上述したように^(19a)、1100—1年—10月四日のコロンビア特別区連邦地裁判決は、アジア地域の元慰安婦たちの対日本政府訴訟において、主権免除とともに政治的問題の理論も適用して訴訟を却下した。両訴訟では、被告が国家と私的企業との違いがあり、また補償の対象も慰安婦問題と強制労働との違いがあるが、韓国人や中国人など一九五一年の平和条約の締約国でない国の国民が含まれている点で、政治的問題の理論の適用に関しては共通点がある。コロンビア特別区連邦地裁判決は、ドイツの場合の110のケース、すなわち *In re Nazi Era Cases Against German Defendants Litigation*, 129 F. Supp. 2d. 370 (D.N.J. 2201) と *Burger-Fischer v. Degussa AG*, 65 F. Supp. 2d 248 (D.N.J. 1999) と *Ivanorva v. Ford Motor Co.*, 67 F. Supp. 2d 424 (D.N.J. 1999) における推論を援用して、たとえ日本が主権免除を享有しないとしても、原告の請求権は司法判断に適合せず、却下されなければならることとした。^(19b) ちなみに、この訴訟で、合衆国の意見書も政治的問題の理論からして却下が必要であると主張した。その点、11のケースが政治的問題として却下されるべきだとする結論においては日本と合衆国は同じ立場であるが、両者の主張には焦点の置き方に若干の違いが見られる。すなわち、日本は、まず、「戦争賠償のための請求権は法律問題として司法判断不適合であり」、そして「個人は平和条約によって権利が与えられる場合を除いて戦争に関連する請求権を主張することができない」と主張する。*Def's Mot. to Dismiss at 16, 18.* 他方、合衆国は、このケースが政治的問題であると同様に主張するけれども、戦争賠償は常に司法判断不適合であるという日本の主張する立場には依拠していない。合衆国と同様に、裁判所は本件の特殊な状況にもとづいて、原告の請求権が司法判断不適合であると結論する。したがって、戦争賠償一般の司法判断適合性に関する日本の主張については、論ずる必要がないと判決はいう。^(19c)

あれやこれや、政治的問題の理論については、コロンビア特別区連邦地裁の慰安婦訴訟判決を紹介する別稿において、改めて論ずるにしたい。

（5）一九〇〇年一二月二九日の判決

以上のように、同じく平和条約の締約国でない国の国民からカリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項に基づいて訴えられた訴訟で、州裁判所のこの判決は被告の主張を退けて訴訟の継続を決定し、連邦地裁（Walker III 判決）は被告企業の主張を認めて訴訟を却下した。しかも州裁判所と連邦裁判所が真向から対立する両判決は、わずか三日を隔てただけで相次いで出されたために、その対立がいつそう際立つて人々に印象づけられることになった。ただ、本判決は違憲問題を審理していないので、被告側がさらに Walker III 判決を援用してこの問題を提起することは理論的に考えられよう。⁽²⁰⁾ もつとも、リヒトマン判決の全体の調子からみて、逆転の可能性はほとんどないように私には思われるが。

地元のロサンゼルス・タイムズの記事によると、実際に被告企業はカリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項を違憲とした一九〇〇年九月一七日の連邦地裁判決（Walker III 判決）を援用して訴えを却下するよう申し立てた。しかし、ロサンゼルス郡上位裁判所のリッヒトマン判事は、一九〇〇年一一月二九日ふたたびこの申立てを拒否した。ウオーカー判事が当該カリフォルニア州の法律は「外交問題に対する連邦政府の排他的権限を侵害する」としたのに反对して、リヒトマン判事はカリフォルニア州の法律は外交政策にはタッチせず、ただ「過去の違法行為に対する請求権を起こすための自己のタイムテーブルを決定する」州の権利を行使したにすぎないと述べた。「カリフォルニア州は自己の出訴期限を管理および／または決定する権利をもつてているか？答へはイエスに違いない」と、彼は書いている。彼は、この州法は私的個人が日本政府に対してではなく、カリフォルニア州で営業する私的会社に対して提起した請求権に関するものであるから、連邦の権限を奪うものではないと結論した。「過去の行為に関して日本の私的会社を訴えた請求権を裁判することが、なぜ外交的事件をひき起こすのか？」と、リヒトマンは質問する。「当裁判所は、

当事者でもない外国政府の不機嫌をなだめるべく判決をあわせる」とはできない。」

その強い調子の一三頁にのぼる意見のなかで、リヒトマンはまた、ヨーロッパの奴隸労働の被害者と日本の戦時中の強制労働者に対する、政府の対応の違いに衝撃をうけたと述べている。政府はナチスの奴隸労働の被害者が補償を求める訴訟には反対しなかつたが、日本の会社に対する訴訟には反対した。「この政策は、もしそれが政策であるとすれば、法的には支持することができないようと思われる」と、彼は書いている。

司法省の報道官チャールズ・ミラー（Charles Miller）は、この決定にコメントしないと述べた。原告ジョンの弁護士バリー・ファイツシャー（Barry A. Fisher）は、奴隸労働訴訟についてこれは「画期的勝利」（landmark victory）だと言つた。彼は「これは合衆国政府とサンフランシスコ連邦裁判所の意見を正当にも拒否した一判事による勇気ある決定である」と述べた。日本企業の弁護士の一人ダグラス・ミール（Douglas E. Mirell）は、ただちに控訴裁判所の審査を求めると言つた。彼は「リヒトマン判事のこの決定は、彼の以前の意見と同様、根本的に間違つていて」と述べた。

究極的には、合衆国最高裁判所に決着を求めるなければならないかもしれないかも知れない。しかし、今のところは、州裁判所のケースと連邦裁判所のケースが、それぞれ別のルートで上訴の道を進んでいくであろうと、弁護士たちは言つてゐる。⁽²¹⁾ APの記事も、ほぼ同様である。リヒトマン判事は、第二次大戦後ホロコースト被害者や他のヨーロッパ人がドイツに対して起こした請求権に合衆国政府が異議を唱えなかつたことは、よく知られていて書いている。ところが政府は、アジアの被害者が日本の会社から賠償を求めるなどを妨げる」とによつて、「均衡を欠いた態度」（uneven manner）で行動したと彼は述べた。「この政策は、もしそれが政策であるとすれば、法的には支持することができないようと思われる」とリヒトマンは述べた。

彼は、その判決のなかで、連邦裁判所は州の奴隸労働法が外交問題に対する連邦政府の権限に侵入したと間違つて結論したと述べた。彼は、その法律はいかなる特定の国もターゲットにせず、ただ企業をターゲットにしているに過ぎず、合衆国と日本との間のいかなる外交政策にも関係がないと述べた。判決はまた、州裁判所は連邦問題に関する合衆国最高裁判所の判決に従うべく拘束されるが、下級の連邦裁判所の判決には拘束されないと述べた。リヒトマンはまた、連邦の法律家が提出した意見書（Statement of interest）のなかで、かれらが州の奴隸労働法は違憲であると主張しているのは間違つていると、判示した。

リヒトマンは、判決のなかで、控訴裁判所での審査を必要とするかもしれない」と認め、被告の小野田セメントに審査を求めるために一一日の猶予を与えた。

小野田セメントの共同弁護士のダグラス・ミールは、「この判決は、リヒトマン判事の以前の意見と同様根本的に間違つており、われわれはただちに控訴裁判所の審査を求める積もりである。」と語った。

審査は、カリフォルニア州第二地区控訴裁判所に求められるであろう。^(21a)

（6）カリフォルニア州控訴裁判所における審査

こうして、trial（正式事実審理）は絶対避けたい（trialでは陪審裁判になる）被告はもちろん州控訴裁判所での審査（review）を求めた。例によつて口サンゼルス・タイムズによると、一九〇〇一九年一月一二三日（ただし公表は一四日）控訴裁判所の三人の裁判官団（panel）は全員一致で命令を発した。裁判長カンダス・クーパー（Candace Cooper）、陪席裁判官ローレンス・ルーピン（Laurence D. Rubin）、同ポール・ボーランド（Paul Boland）が署名した一頁の命令書は、リヒトマン判事の前にあるすべての裁判手続きを停止し、四月二〇日にヒヤリングを開くことを決定した。^(21b)

三月二二日のAPの記事はその後の動きを伝えている。州の控訴裁判所は一月に、訴訟の進行を一時停止し、訴訟

が続けられるべきか否かについて協議するために四月二〇日ヒヤリングを設定した。控訴裁判所に韓国系アメリカ人の日本のセメント会社に対する訴訟を続けさせようとする求める、多くの法的意見書が提出された。原告の弁護士バリー・フィツシヤーは、先週中に州司法長官府、州議会議員、アジア系アメリカ人グループ連盟が、それぞれ意見書を提出したと語った。

ジョン事件の係争点は、ヨーロッパおよびアジアの大戦中の強制労働被害者に、カリフォルニア州で活動している多国籍企業から損害賠償を求める」とを二〇〇一年まで認める、一九九九年の同州の法律の合憲性である。

二月五日に意見書を提出した州司法長官府のフィリス・チュー（Phyllis Cheng）州司法次官によれば、その法律は合憲である。「その法律は、合衆国政府の外交問題権限（foreign affairs power）に抵触しない」と、彼女は述べた。

他の意見書が八日に、上院臨時議長ジョン・バートン（John L. Burton）および下院議長ハーブ・ウェソン・ジュニア（Herb J. Wesson Jr.）を含む、カリフォルニア州議会の議員たちのグループから提出された。ウェソンの選挙区には、ロサンゼルスのコリアタウンが含まれている。下院議長は請求の本案に関してはまだ立場を決めていないが、しかし陪審裁判をうけるジョンの権利は支持すると、ウェソンのスポークスマンのマイケル・バイ（Michael Bai）は語った。^(21c)

さて、肝心の四月二〇日のヒヤリングについてであるが、残念ながら記事を探したが見つけることができなかつた。

註

- (1) Jeong v Onoda Cement, Co Ltd., Case No. BC217805 (L.A. Sup. Ct., Sep.14,2001). 判決は <http://www.lieffcabraser.com> で入手可能。

(12) 抄稿、前掲、注(6)、114頁以下参照。

(13) 同上、四一頁。

(14) Zschernig 判決を默示的専占の先例として引用したのは、必ずしも被告である。あなたが被告は、Zschernig の法理によれば、第三五四節六項を明示に専占する条約や連邦の法律“ないし”、されば「外交関係を妨害する」から専占されるといふのである。裁判所はこれをそのまま受け、しかるべき後の判例によつて Zschernig 判決はその効力をほんとうに失つてゐるが、少なくともその射程は大幅に限定されてしまうと主張してゐるわけであつて。しかし、Zschernig 判決は、原告は「外交関係を妨害する」から専占されるとしてゐるのではなく、憲法に違反するといつてゐる私は理解してゐる。

なお、抄稿、前掲、注(6) や Walker III 判決を紹介する際、Zschernig 判決は今日もまた無効であるとする原告の主張とそれに対する裁判所の反論の個所を省略したが（同上、四四頁）、以下にその部分を全文記しておく。

「この点に関する第三五四節六項を吟味する前に、裁判所はまだ Zschernig 判決はもはや効力をもたなくなつたとする韓国人および中国人原告の主張を拒むべし。しかし、若干の注釈者は、Zschernig 事件における最高裁判所の判決の射程は限定されぬとする見解を持つ。たゞハーバード L. Henkin, *Foreign Affairs and the United States Constitution*, 165 (2nd ed. 1996); Curtis A. Bradley & Jack L. Goldsmith, "Customary International Law as Federal Common Law: A Critique of the Modern Position," 110 *Harv L Rev* 815, 865 (1997); Jack L. Goldsmith, "Federal Courts, Foreign Affairs, and Federalism," 83 *Va L Rev* 1617, 1698-1706 (1997); Peter J. Spiro, "The States and Immigration in an Era of Demise of Sovereignty," 36 *Va J Int'l L* 121, 161-74 (1994) 参照。たゞハーバード Laurence H. Tribe, *American Constitutional Law*, §4-5, 656-57 (3d ed. 2000); Harold G. Maier, "Preemption of State Law: A Recommended Analysis," 83 *Am J Int'l L* 832, 832-33 参照。しかし、Zschernig 判決は決して覆されてしまはず、それが判明した憲法原則は今なお法として生きてゐる。National Foreign Trade Council v. Natsios, 181 F3d 38, 59 (1st Cir 1999) ([Zschernig 判決以後の判例には、回判決が主として想定されねれども実際にはどうやら何處かに駿歩するもの] 参照)。外交問題に触れる法律を制定する力、つまりはオルリート州によるアガベの所が、かつて最高裁判所が他の判決する所も Zschernig 判決の理諭に拘束される。第九巡回

裁判所が多くの場合に述べておれば、最高裁判所の先例の効力の継続としての「難題」は、「その統制的権威を無視するか否かをわれわれに許すものでない」。 *United States v. Pacheco-Zepeda*, 234 F3d 411, 414 (9th Cir 2001) (上級審裁判所は「EUの決定を覆す特權」を最高裁判所に対する「EUの統制的権威を無視するか否か」)。また、*Montana Chamber of Commerce v. Argentbright*, 225 F3d 1049, 1057 (9th Cir 2000) (*Agostini* を引用); *Duffield v. Robertson Stephens & Co*, 144 F3d 1182, (9th Cir 1998) 参照。

実際、最近の判例における Zschernig 判決の継続的効力を示す。 *Gerling Global Reinsurance Corp of America v. Lowe*, 240 F3d 739, 751-53 (9th Cir 2001); *Intl Assoc of Indep Tanker Owner v. Locke*, 148 F3d 1053, 1068 (9th Cir 1998) (*United States v. Locke*, 529 US 89 (2000) による判決名)。他の理由で修正された) 参照。 *Tanker Owners* 判決において、第九巡回裁判所は、ハーバート州の公布した石油規制が違憲であるとする主張を、原告が「それがの規制は領域外的影響を有しておらず、その影響が『付随的または間接的』なら公止のものであることを論議せなかつた」ために退けた。*Tanker Owners*, 148 F3d 1069 (*Zschernig*, 389 US at 434 を引用)。したがって、この判決は、問題の制定法が「外交問題[処理]権限 (foreign affairs power)」に対する侵害として違憲であることを確認する。 *Id.* 参照。

同様に、*Gerling* 判決によると、第九巡回裁判所はカリフォルニア州の一九九九年ホロコースト被害者保険救済法 (Holocaust Victim Insurance Relief Act of 1999 [HVIRA], Cal Ins Code §§ 13800-13807) は Zschernig 判決を適用するべきを拒んだ (Geeling, 240 F3d at 753)。裁判所は Zschernig 判決がもはや有効でないことを示唆しなかつた。むしろ裁判所は、Zschernig 判決における判決を適用したケースにおける制定法がもたらすよくな事態をホロコースト被害者保険救済法はひれ起り認められ難解した。 *Id.* 参照。裁判所は、「外交問題」を含んでいたが、しかし主として対外通商を含んでおり、「特定の国に向けられたなこの州の制定法」は「Zschernig 判決に觸及されたような外交的関心事が含まれてゐる証拠がなかつた」ので、Zschernig 判決の適用にいために示唆した。 *Id.* たがつて、その含意からして、第九巡回裁判所は、通商を規制するのではなく、特定の国に向けられており、あることは Zschernig 判決にみられた外交的関

心事に關係がある州制定法には Zschernig 判決を適用するであらへ。

もしも、他の裁判所が州または地方の法を無効にするために、Zschernig 判決の原則を適用しておる。たとえば、*Natsios*, 181 F3d 38, 49-61 (マサチューセッツ州との機関が「ルーム [「チャムター」と取引をする会社からモノまたはサービスを購入する]」を制限するマサチューセッツ州のルーム法は、一つは「連邦の外交問題権限に対する脅威」として違憲であると判示した)；*Tayyari v. New Mexico State University*, 495 F Supp 2365, 1376-79 (D NM 1980) (「キャンパスからイラン人学生を追いやる」大学の政策を、連邦の規制と矛盾し、「合衆国の外交関係を処理する連邦政府の権限の行使を失敗させる」として理由で無効とした)；*Springfield Rare Coin Galleries v. Johnson*, 503 NE 2d 300, 305-07 (Ill 1986) (南アフリカを課税免除から除外したイリノイ州の制定法を、連邦政府の外交問題権限の「付随的」より以上の最高権力で無効にした)；*New York Times Co. v. City of New York Commission on Human Rights*, 361 NE2d 963, 969 (NY 1977) (ニューヨーク市の差別禁止法を、「連邦政府の外交政策権限を妨害する」として理由で無効とした)；*Bethlehem Steel Corp v. Board of Commissioners*, 276 Cal App 2d 221, 227-29, 80 Cal Rptr 800 (1969) (カリフォルニア州のバイ・アメリカン法を、「『外国に対する付隨的効果』より以上のもの、ルート……船舶をも起りや大きな可能性」を有するとして無効にした) 参照。

数十年の間に Zschernig 判決が適用された頻度が少なからず、その理論の弱化を意味しない。逆に、それは連邦政府が憲法の最高法規条項に基づいて、外交関係のほとんどの分野において矛盾する州および地方の立法を明示的に専占する立法または国際協定を積極的に制定しておだりむ、そしてそれによつて Zschernig 判決に基づく分析の必要性をなくしてしまひことを示してゐる。たとえば、*Crosby v. National Foreign Trade Council*, 530 US 363 (2000) (専占を根拠にマサチューセッツ州ビルマ法の無効を肯定した)。それはまだ、国際的係わら合意の立場からの事例があるにもかかわらず、州および地方の当局は州および地方の問題に関心を中心とする傾向があつたことを示してゐる。Howard N. Fenton III, "The Fallacy of Federalism in Foreign Affairs: State and Local Foreign Policy Trade Restrictions", 13 *New J. Int'l L. & Bus.* 563, 564 (1993) 参照。実際、対外政策問題を直接処理する州および地方単位体の立場での活動が、Zschernig 判決で最高裁判所が述べた種類の外交問題を発生させない。たとえば、国際的な発展をもたらす地方当局は、しばしば拘束力のない決議を

行ひたゞ、全國の血泊体の姫妹都市協定を締結す。Id. 参照。兼て日本館大原は、支那語訳文翻くの外れもなきに大
きな誤入を意味す。

- (15) Iwanowa v. Ford Motor Company (D.N.J. 1999) 67 F. Supp. 2d 424, pp. 485 et seq.; Burger-Fischer v. Gegussa AG. (D.N.J. 1999) 65 F. Supp. 2d 248, pp. 282 et seq.
- (16) 裁判、裁判 (1), 本院の裁判 (1) (2) 参照。
- (17) In re Nazi Era Cases Against German Defendants Litigation (D.N.J. 2000) 198 F.R.D. 429.
- (18) In re Nazi Era Cases Against German Defendants Litigation (D.N.J. 2001) 129 F. Supp. 2d 370. されば、本文の被控の
戦犯の紹介の箇所で、ノルマニンガム訴訟と並んで Furmukin v. Jones (D.N.J. 2001) 129 F. Supp. 2d 370. あるが、本件の
者は同一の訴訟である。
- (19) Anderson, op. cit., supra note (3), at 169.
- (19 a) 本邦國セテ、ノルマニンガムの判決 (1) 参照。
- (19 b) <http://www.dcd.uscourts.gov/> ノルマニンガムの訴訟文 | 11 | 一回目
- (19 c) 判決 | 1 バイ 裁判注
- (20) Anderson, op. cit., supra note (3), at p.183.
- (21) Los Angeles Times, December 1, 2001 (K. Connie Kang)
- (21 a) AP Newswires, November 30, 2001, 20:12:00 (Paul Chavez)
- (21 b) Los Angeles Times, January 25, 2002 (K. Connie Kang)
- (21 c) AP Newswires, March 12, 2002, 22:13:00 (Danny Pollock)

VI 補 遺——McDonald 判決

カリフオルニア州の州裁判所に係属中のすべての米国人捕虜訴訟の trial 裁判官に任命された、カリフオルニア州オレンジ郡上位裁判所のウイリアム・F・マクドナルド (William F. McDonald) 判事は、1900年10月19日（ただし公表は1901年）三つの事件の合同裁判（日本軍捕虜事件）で、訴訟の却下を求めた被告企業の主張を退けて、実質審理に進むことを決定した。⁽²²⁾

後掲の判決文を参考にしてもう少し正確にいふと、被告三井物産他の法律上相手方敗訴の抗弁（山手注——Demurrer。相手方の訴答で主張されている事実が仮にすべて真実であるとしても、法律上その請求は成立せず、相手方敗訴の判決がなされるべきであると主張する訴答）および被告三菱マテリアル他の訴答に基づく判決の申立て（山手注——Motion for Judgment on the Pleadings。訴答のみから真の争点が存在しないことが明らかになつた場合に trial [正式事実審理] を経ずになされる判決）を、前者は却下し、後者は拒否した。

被告の申立ての理由は、日本との平和条約によつて原告の請求権は放棄されているといふにあるが、さらに連邦の排他的管轄権、連邦の専占、政治的問題の理論の三つの根拠を追加した。これに対して、マクドナルド判事は、原告請求権への平和条約の適用について事実的争点があるから、申立てに従つて訴答書面の審理だけによつて判決を下すことは許されず、trial に進んで口頭弁論を開く必要があるとする。そして、連邦の排他的管轄権および専占の主張については、第二次大戦の請求権の問題を独占する議会の意思表示はなく、また政治的問題の理論は私人の私人に対する本件訴訟には適用がないとする。

本判決が適用される三つのケースについて Kyodo News の伝えるところによると、それらのうちの一一つは米国人

捕虜の配偶者が三菱マテリアルおよび三井物産（なつぎにそれらの子会社）に対して提起したクラス・アクションである。もう一つは、フランク・デイルマン（81）、ジョージ・コップ（80）、モーリス・メイザー（88）の三人が、三菱マテリアルとその子会社に対して提起した訴訟である。彼ら三人は、秋田県の花輪付近の銅山で労働を強制された。（86）このマクドナルド判事の判決は、昨年九月の連邦地裁ウォーカー判事の判決からの離脱である。原告の弁護士デヴィッド・ケーシー（David Casy）は、「これは地震のような判決だ。これはアメリカ人戦争捕虜の長い困難な闘いにおける大勝利だ」と述べた。

ケーシーは、裁判所が原告に有利に裁定し、彼らのケースが結局 trial に進むことについて樂観的である。彼によると、全部で一一件のアメリカ人のケースが、カリフォルニア州の法律が制定されてから今日までに提起されたという。⁽²²⁾

（1） 判決⁽²³⁾（全文）

カリフォルニア州オレンジ郡上位裁判所

1999年10月19日

Department CX101

判事 William F. McDonald

輔助官 Ka Po Chung-Marquez

合図手続特別事件名 (Rule 1550 (b)) In Re Japanese P.O.W. Cases (日本軍捕虜事件)

司法委員会合図手続 (Judicial Council Coordination Proceeding) 総合案 1511
含まる訴訟

Dillman vs 三菱マテリアル他 カ州オレンジ郡上位裁判所事件番号八一四五〇

Jaeger vs 三菱マテリアル他 カ州オレンジ郡上位裁判所事件番号八一四五九四

当事者・弁護人の出廷なし。裁判所は、一九〇〇年一〇月二一日に原告の統合修正訴状に対する被告三井物産他の法律上相手方敗訴の抗弁および被告三井マテリアル他の訴答に基づく判決の申立ての提出をうけた。そして、以下のとく決定する。

一九〇〇年一〇月三日、裁判所は、被告三井物産および米国三井物産の法律上相手方敗訴の抗弁ならびに被告三井マテリアルおよび米国三井マテリアルの訴答に基づく判決の申立てに関する弁論を聞いた。法律上相手方敗訴の抗弁は却下し、訴答に基づく判決は拒否する。被告は答弁書を一〇日以内に提出する」と。

カリフォルニア州オレンジ郡上位裁判所

一九〇〇年一〇月一九日 事件番号八一四四一一〇 Department CX101

裁判所は、訴状および裁判所に顯著なものとして認定しうる事実に基づいて、この訴訟で提出された原告の請求権への一九五一年平和条約の適用——もし何らかの適用があるとすれば——については、事実に関する争点が存在すると判断する。法律上相手方敗訴の抗弁または訴答に基づく判決の申立ては、訴答のみを吟味して、訴答の文面からまたは裁判所が認定すべしもしくは認定しうる事実から欠陥が明らかになつた場合にのみ認められる。裁判所は、一九五一年の日本との平和条約を、裁判所に顯著なものとして認定することができる。ある文書を裁判所に顯著なものとして認定するには、その内容の眞実性を認めるにはまたはその意味の特定の解釈を受け入れることと同じではない。*Joslin v. H.A.S. Insurance Brokerage* (1986) 184 CA3d369, 374-375 参照。「法律上相手方敗訴の抗弁に関する審理は、

真実性または正しい解釈が争われてゐる文書を裁判所に顕著なものとして認定せらるゝとによつて、議論された証拠的価値のある審理に変える」とはやれなか。」*Joslin*, supra, at 374. 本件では、原告被告双方が、平和条約の適用に関する相反する解釈を支持する大量の文書を裁判所に認定するよう求めてゐる。たとえば、これらの文書には、一九五一年平和条約に関する国務省見解の声明が含まれてゐる。国務省の見解はある程度尊重に値するけれども、条約の意味または適用を最終的に決定するのは、裁判所であつて行政部门ではない。*Kolovrat v. Oregon* (1961) 366 U.S. 187,194 参照。*Sullivan v. Kidd* (1921) 254 U.S. 433, 442 参照。

連邦の排他的管轄権、連邦の専占、「政治的問題の理論」の追加された根拠に基づく法律上相手方敗訴の抗弁および訴答に基づく判決の申立ては、平和条約の原告請求権への適用について事実に関する問題があるから認められない。さればに、排他的連邦管轄権および州法に対する連邦の専占に関する被告の主張については、裁判所は州法を専占し第二次大戦の請求権の分野を排他的に専占する意図を表明する連邦議会の宣言は存在しないと判断する。裁判所は、両当事者が裁判所の認定を要求している事実が原告請求権への平和条約の適用性について実質的紛争が存在するかとを示してゐるから、そのような意図を推測する積みはな。」*Patrickson v. Dole Food Co., Inc.* (9th Cir. 2001) 251 F.3d 795,803-805 参照。最後に、「政治的問題の理論」は、裁判所が「れら私的当事者たる原告の私的会社」に対する権利を裁判する」ことを妨げない。他のすべての当事者に通知するために当事者可動。登録：10-19-01

(2) 問題点

(1) 本件は、連合国捕虜の対日本企業訴訟に関する1900年9月11日のカリфорニア北部地区連邦地裁の判決 (*Walker I 判決*⁽²⁴⁾) と同種の事件である。そして、*Walker I 判決*がサンフランシスコ平和条約による請求権放棄を

理由に、trial（正式事実審理）に進む」となく原告の訴えを却下した（正確に言えば、被告日本企業による訴え却下の申立て、および／または訴答に基づく判決の申立てを認めた）のに対し、この McDonald 判決は逆に被告日本企業の法律上原告敗訴の抗弁および訴答に基づく判決の申立てを却下または拒否して、実質審理に進むことを決定した。連邦の地裁とカリフォルニア州の上位裁判所とが真向から対立する⁽²⁵⁾の構図は、非連合国民の対日本企業訴訟についての 1900 年 9 月 17 日の連邦地裁の Walker III 判決と⁽²⁶⁾ 1900 年 9 月 1 四日のロサンゼルス郡上位裁判所の Jeong II 判決の対立の構図と似ている。

ただし、Jeong II 判決が極めて詳細にその理由を説明しているのに対して、McDonald 判決はわずか二頁の木で鼻をくくったような判決である。わが国では考えられないと思つが、米国では「のよつた」的な判決でも通用するのである。

ただ、ロサンゼルス群上位裁判所のリヒトマン判事といふ、このオレンジ郡上位裁判所のマクドナルド判事といい、カリフォルニア州の上位裁判所の判事の中には、第一次大戦中の強制労働に対して被害者たちが日本企業から損害賠償を獲得することにシンパシーを感じ、また連邦法に対し最大限カリフォルニア州法を擁護したいと考える判事が、少数かもしれないが存在することだけははつきりと見てとれるであろう。

(2) 德留絹枝氏（ロサンゼルス在留のリサーチャー）のレポートによると、今年一月、日本軍捕虜事件の被告三井物産・三菱マテリアルの弁護団と Jeong 事件の被告小野田セメントの弁護団は、マクドナルド判事とリヒトマン判事が訴え却下の申立てを退けた裁定を覆すようそれぞれカリフォルニア州控訴裁判所に審査を請求した。同時に国務省・司法省も、従来の主張に加えてカリフォルニア州民事訴訟法第三五四節六項の違憲性に言及した意見書 (amicus curiae もじての) を提出した。このうち前者の日本軍捕虜事件は、マクドナルド判事の裁定の妥当性に関して双方の

訴えを聞くヒヤリングが七月中旬に予定されているという。⁽²⁷⁾

二〇〇一年七月一〇日に開かれたこのヒヤリングについて、APは次のように報じている。合衆国政府は、第二次大戦の戦争捕虜が日本の会社に提起した奴隸労働訴訟を放棄することを、カリフォルニア州控訴裁判所にすすめた。連邦政府は、これらの訴訟を認める州の法律は違憲であると主張する。

合衆国国務省の代理の法律家たちは、七月一〇日、戦時の強制労働被害者がカリフォルニア州で活躍する多国籍企業に補償を求める」とを認める一九九九年の法律は、国家の外交問題政策と抵触すると主張した。「これはカリфорニア州が主張するが、しかし連邦政府に配分された権限である」と、連邦の弁護士ダグラス・ホールウォード・ドライマイア（Douglas Hallward-Driemeier）は二人の裁判官団に述べた。裁判官団は一月より以前に裁定を下すものと期待されている。

しかし、州の司法次官アンジェラ・シエラ（Angela Sierra）は、その州法は外交問題を決定する国家の権限を妨げないと主張した。彼女は、「その法律は過去の犯罪に対する出訴期限を延長するだけで、「現在の日本政府をどうこうすることは何も」含まれていない」と述べた。それは個人的な損害の請求権のための法廷をつくるものであると、彼女は言った。「われわれは、カリフォルニア州がこの法律を制定する憲法的権限をもつていると信じる」と、シエラは述べた。

三菱マテリアルや三井物産を含む日本の会社のために、炭坑や工場で賃金も、適当な食事も、または医療もなしに労働を強制されたと言っている旧米軍軍人が提起した訴訟の運命が問われている。

合衆国の国務省および司法省は、これらの訴訟は日本からの賠償に対するいのそいの権利を明示的に放棄した一九五一年の平和条約に違反する、と主張している。

「彼らが被つたことの程度について問題はない。……本件は彼らに払われるべき同情または感謝の程度に關するものではない。……本件は、条約を、そして条約のみを、考察することによって解決することができる」と、ホールウォード・ドライマイアードは述べた。

しかしながら、旧戦争捕虜は、平和条約は日本の会社のせいで生じた彼らの奴隸労働をカバーしていないと主張する。

連邦政府の法律家たちは連邦政府の立場を守るために訴訟に参加し、一方州の法律家たちは州の法律を守るために旧戦争捕虜を支持している。

連邦の一判事は以前同様の訴訟を却下したけれども、州の裁判所は旧戦争捕虜が訴訟を起こす道を開いた。政府はその判決に対して上訴した。

戦争捕虜を代表する弁護士ロナルド・クラインマン（Ronald W. Kleinman）は、三ダース以上の国によつて署名されたその条約のいくつかの条文は、賠償が支払われることを認めていると主張した。

しかし、ホールウォード・ドライマイアードは、裁判官たちに、戦争捕虜は条約が署名された後に設立された賠償基金から、損害賠償金を獲得することが認められたと述べた。

カスリーン・オレアリー（Kathleen E. O'Leary）判事は、当時戦争捕虜は賠償獲得の可能性についてどのように知らされていてか質問した。「彼らは一九四六年に家に帰った。そして、一九五一年に請求権に対する権利を得た。……彼らはこの権利をもつていることを知らされたか？」とオレアリーは聞いた。ホールウォード・ドライマイアードは、政府の行つた努力については知らないと答えた。

七人の戦争捕虜が手続きを見守つた。法廷の外で、八七歳のカルロス・モントーヤは政府の主張に「テリブル」と

叫んだ。彼は、彼が帰還して以後、日本から賠償を受け取ることについて、政府または軍隊の誰からも聞いたことがないと語った。「われわれは一九四五年に帰還した。そして、今|100|年である。そして、私はその話をかつて聞いた」とがない。ただの一度も」と、彼は語った。

ハの最後の問題は、接収した在米日本資産を財源にして、一九四八年の戦争請求権法によって捕虜および民間抑留者に補償が行われたことを指していふと思われるが、それがハのようじ十分に知られていないなかつたとは、にわかには信じ難い気がする。

註

- (22) Kyodo News, October 25, 2001 (JWRE 23:22:00); PR Newswire, October 25, 2001, 15:46:00
- (22a) Kyodo News, id.
- (23) 判決は <http://www.justiceforveterans.org/> に入手可能。
- (24) 押稿、前掲、注(10)、因田貢訳「六九一八四頁参照。
- (25) 押稿、前掲、注(6)、11K—61 1頁参照。
- (26) 本稿五で説明したJeongII 判決参照。
- (27) 德留絹枝「大統領に届いた1通の手紙——半世紀前の戦争の傷はこの癒されるのか——」『論座』11001年八月号 111
八頁。
- (28) AP Newswires, July11, 2002, 03:01:00 (Chelsea J. Carter)

(未完)